

平成30年第5回美幌町議会定例会会議録

平成30年 6月19日 開会

平成30年 6月21日 閉会

平成30年 6月19日 第1号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)

日程第 3 行政報告

日程第 4 一般質問

6 番	戸	澤	義	典	君
3 番	新	鞍	峯	雄	君
5 番	稲	垣	淳	一	君
9 番	坂	田	美	栄子	君

○出席議員

1 番	高	橋	秀	明	君	2 番	大	江	道	男	君
3 番	新	鞍	峯	雄	君	4 番	上	杉	晃	央	君
5 番	稲	垣	淳	一	君	6 番	戸	澤	義	典	君
7 番	早	瀬	仁	志	君	8 番	岡	本	美	代子	君
9 番	坂	田	美	栄子	君	副議長 10 番	吉	住	博	幸	君
11 番	橋	本	博	之	君	12 番	中	嶋	すみ	江	君
13 番	古	舘	繁	夫	君	議長 14 番	大	原		昇	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会 教育長	平野浩司君
選挙管理委員会 委員長	松本光伸君	監査委員	高木清君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	石澤憲君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	橋本美典君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	小室保男君	庁舎建設主幹	遠國求君
防災危機管理主幹	河端勲君	まちづくり主幹	田中三智雄君
政策主幹	小室秀隆君	財務主幹	中尾亘君
契約財産主幹	大場正規君	税務主幹	関弘法君
環境生活主幹	渡辺靖行君	児童支援主幹	多田敏明君
福祉主幹	遠藤明君	健康推進主幹	武田孝司君
農政主幹	佐々木斉君	みらい農業センター主幹	午来博君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工主幹	後藤秀人君
観光主幹	那須清二君	建設主幹	川原武志君

施設管理主幹 中 沢 浩 喜 君
 水道主幹 御 田 順 司 君
 地域医療連携主幹 高 山 吉 春 君
 教育部長 田 村 圭 一 君
 学校給食主幹 岩 田 憲 次 君
 町民会館建設主幹 斉 藤 浩 司 君
 博物館主幹 鬼 丸 和 幸 君
 選挙管理委員会事務局長 谷 川 明 弘 君
 監査委員室長

建築主幹 西 俊 男 君
 病院総務主幹 菅 敏 郎 君
 事務連絡室次長 志 賀 寿 君
 学校教育主幹 以 頭 隆 志 君
 社会教育主幹 露 口 哲 也 君
 スポーツ振興主幹 浅 野 謙 司 君
 農業委員会事務局長 酒 井 祐 二 君

○議会事務局出席者

事務局長 藤 原 豪 二 君
 議事係長 橋 本 勝 君

次 長 佐 藤 和 恵 君
 議 事 係 新 田 麻 美 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第5回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番坂田美栄子さん、10番吉住博幸さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る6月11日に議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 〔登壇〕 平成30年第5回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る6月11日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本定例会に付議された案件は、人事案件1件、議案20件、意見書案6件、報告事項2件ほかであります。

本日6月19日、第1日目は、まず初めに、町長から行政報告を受けます。

その後、一般質問に入りますが、通告順に戸澤義典さん、新鞍峯雄さん、稲垣淳一さん、坂田美栄子さんの4名を予定しております。

第2日目6月20日は、前日に引き続き一般質問を行います。

吉住博幸さん、上杉晃央さん、大江道男

さん、私、橋本博之の4名を予定しております。

第3日目6月21日は、議案審議へと入り、同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、議案第80号平成30年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてまでの議案審議を行い、その後、意見書案の審議、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において、意見書の提出を求める要請、陳情を8件受理しております。その取り扱いについて報告いたします。

ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会からの「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める陳情、国の責任による35人以下学級の前進を求める陳情、美幌町農民同盟からの、北海道主要基幹農作物種子条例の制定に関する要望、美幌地区連合会からの、ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める陳情、2019年度地方財政の充実・強化を求める陳情、平成30年度北海道最低賃金改正等に関する陳情については意見書を作成し、国等の関係機関に提出することといたします。

なお、美幌地区連合会からの、教職員の長時間労働解消に向け、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の廃止を含めた見直しを求める陳情、教職員の超勤・多忙化解消・30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など、教育予算確保・拡充と就学保障に向けた陳情については、資料配付の措置といたしました。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日6月19日から6月21日までの3日間といたします。

審議の進行状況によっては、日程を変更する場合がありますので、議員及び行政職

員各位におかれましては、理解と協力をお願い申し上げます。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応を申し上げまして、議会運営委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から6月21日までの3日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月21日までの3日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、松本選挙管理委員会委員長、明日以降欠席の旨、鈴木農業委員会会長、本日及び3日目欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君） 〔登壇〕 本日、ここに平成30年第5回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に、職員の人事異動の発令についてであります。

去る4月1日、人事異動の発令を行いました。今回の異動につきましては、防災体制を強化するために総務グループに主幹職を配置したほか、子育て支援部門を充実するために児童支援グループを1名増員するなど、組織体制の一部を見直いたしました。

また、定年等による退職者の補充、長期在任者の配置がえ、育児休業及び被災地支援に係る職員の復職、新規並びに再任用に係る職員の発令を行った結果、全体で50名の人事異動となったところであります。

第2に、御寄附についてであります。

去る4月9日、網走市にお住まいの高橋康弘様から、2月6日に御逝去された母、高橋静子様が生前、美幌町にお世話になったお礼として、スポーツ振興に役立てていただきたいと100万円の御寄附をいただいたところであります。

御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいりたいと存じます。

第3に、美幌町栄誉賞、美幌町スポーツ奨励賞及び美幌町特別栄誉賞の表彰についてであります。

町内在住及び本町出身の選手の皆さんが、オリンピックを初め、スポーツ分野における全国大会、国際大会において輝かし

い活躍をされ、町民に希望と活力を与えられたことから、その実績をたたえ、美幌町の表彰を行いましたので御報告いたします。

まず、昨年12月9日から11日にかけて、タイ・バンコクで開催されました2017年アジアペタンク選手権大会に出場された小成裕之さんであります。

町内在住で美幌町ペタンク協会に所属する小成さんは、日本代表選手として大会に出場し、男子ティールの部で3位に入り、見事銅メダルを獲得されました。

このたびの御功績は、協会関係者を初め、町民に感動と勇気を与え、本町のスポーツ振興に大いに貢献されたことから、3月26日に美幌町栄誉賞の表彰を行ったところであります。

次に、中学生として全国大会に出場された美幌中学校3年（現池田高校1年生）の佐藤凱王君、美幌北中学校2年（現3年生）の畔上凜花さんであります。

佐藤君は、本年2月3日から6日にかけて長野県長野市で開催されました第38回全国中学校スケート大会に出場し、男子1,500メートルで7位入賞を果たされました。

また、2月8日から11日にかけて秋田県鹿角市で開催されました第55回全国中学校スキー大会に北海道選抜チームの一員として出場した畔上さんは、女子4×3キロメートルリレーで、2位入賞の好成績をおさめられました。

お二人の活躍は、学校関係者を初め、青少年に夢と希望を与え、本町のスポーツ振興に大いに貢献されたことから、3月26日に美幌町スポーツ奨励賞の表彰を行ったところであります。

最後に、2月9日から25日まで韓国・ピョンチャンにおいて開催されました第23回オリンピック冬季競技大会に日本代表として出場された本町出身の選手3名であります。

クロスカントリースキー競技において、オリンピック4大会連続の出場を果たされた石田正子選手は、女子30キロメートルクラシカルで10位に入るなど、日本の第一人者として世界の強豪と競い合うすばらしいレースを展開され、多くの町民に大きな感動を与えました。

前回のソチオリンピックに続き、バイアスロン競技に出場された三橋李奈選手は、女子4×6キロメートルリレーの第3走者として、一時はトップとの差を縮めるなど、最後まで諦めずに全力を出し切る姿は、町民に大きな感動を与えました。

初めてのオリンピック出場を果たされたスピードスケート競技の一戸誠太郎選手は、男子団体パシュートで5位入賞を果たすなど、すばらしい成績をおさめられ、私たちに勇気と感動を与えました。

3選手の輝かしい活躍は、本町の名を高めるとともに、町民に明るい希望を与え、その功績は特に顕著であることから、4月22日に美幌町特別栄誉賞の表彰を行ったところであります。

オリンピックを初め、全国大会や国際大会におきまして、町内在住及び本町出身の選手の皆様が活躍する姿は、私たち町民にとって大変喜ばしく明るい話題であります。

今後とも、皆様の御活躍を町民の皆様とともに御期待を申し上げる次第であります。

次に、御提案いたします議案等について、御説明を申し上げます。

動産の取得について。

議案第61号は、堤内排水対策用の発電機について、議案第62号は、東陽小学校教育用コンピューター機器について、議案第63号及び議案第64号は、美幌町民会館の改築に伴う設備用備品、家具・什器、電気機器について、それぞれ入札結果に基づき取得しようとするもので、議決をいただきたいのであります。

議案第 6 5 号は、美幌町民会館舞台設備用備品、コンサートグランドピアノについて、見積書徴取の結果に基づき取得しようとするもので、議決をいただきたいのであります。

工事請負契約の締結について。

議案第 6 6 号は、美幌町スポーツセンター耐震改修工事について、議案第 6 7 号は、美幌下水終末処理場水処理施設電気設備更新工事について、それぞれ入札結果に基づき契約しようとするもので、議決をいただきたいのであります。

過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

議案第 6 8 号は、平成 2 8 年 3 月に策定した市町村計画について、平成 3 0 年度に実施する一部の事業が未登載であることから、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、美幌町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更しようとするものであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

議案第 6 9 号は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、美和、栄森辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものであります。

条例の制定について。

議案第 7 0 号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、新たに美幌町空家等対策協議会を設置しようとするものであります。

議案第 7 1 号美幌町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、人事院規則の改正に伴い、夜間看護業務等手当の改正を行おうとするものであります。

議案第 7 2 号美幌町税条例等の一部を改正する条例制定については、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第 7 3 号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、改正省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大などを行おうとするものであります。

議案第 7 4 号美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法の改正に伴い、短期宿泊利用サービス事業の利用者のうち、特に所得の高い層の負担割合を 2 割から 3 割へ引き上げようとするものであります。

議案第 7 5 号美幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、国民健康保険法施行令の改正に伴い、国民健康保険制度の都道府県単位化に関する文言の整理を行おうとするものであります。

議案第 7 6 号美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定については、ソフトボール場の移設に伴い、運動公園施設のうち、網走川河畔公園ソフトボール場を廃止しようとするものであります。

平成 3 0 年度各会計補正予算について。

一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、街路灯などの LED 化に伴う委託料及び借上料として、1,624 万 6,000 円。

畑作構造転換事業補助金として、1,515 万 3,000 円。

美幌町観光まちづくり協議会負担金として、70 万円。

トレーニングセンター用教育備品購入費として、100 万 1,000 円などの増額を行おうとするものであります。

公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）及び水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、国道 2 4 3 号稲美交差点改良に伴い、公共汚水マンホール修繕料、配水管布設替工事請負費の増額を行おうとするものであります。

病院事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、夜間看護業務等手当の改正に伴

い、給与費の増額を行おうとするものであります。

報告事項について。

経営状況報告につきましては、一般財団法人美幌みどりの村振興公社から、平成29年度の経営状況について報告がありましたので、御報告を申し上げます。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これで行政報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第4 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

6 番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 〔登壇〕 それでは、事前に通告しておりますが、大きく2項目について質問させていただきます。

その1点目は、運動施設等の維持、管理についてであります。

安全・安心かつ快適に利用するための維持、管理の現状について伺いいたします。

町内には、各種屋内体育施設や野球場、陸上競技場、ソフトボール場、パークゴルフ場などの屋外体育施設が多々存在していますが、それら施設は適正に維持・管理されているのでしょうか。

また、使用に当たっては、使用者からさまざまな意見、要望が出されていると思いますが、それら意見、要望は反映されているのでしょうか。使用者が安全、安心かつ快適に使用できる環境を構築することが行政の責務と考えます。

そこで、以下3点について質問させてい

たきます。

1点目、体育施設の維持、管理には、安全上あるいは機械・器具の特殊性、芝等の適正管理から専門的知識を有する管理が必要な施設もあるかと思いますが、現行体育施設の維持、管理はどのように行われているのか説明願います。

2点目、体育施設の使用、維持、管理等に関して、使用者からの意見、要望をどのように取り上げているのか。また、それら意見等に対してどのように承知されているのかお聞かせください。

3点目、先月、5月になりますけれども、パークゴルフをする機会があり、網走川河畔公園パークゴルフ場でゲームをしましたが、まだオープンしたてで芝の生育が早々だったかもしれませんが、かなり荒れている状態でした。特にグリーン周りは、土が見えている箇所があり、本当に再生整備をしたのか疑いたくなるような状態でありました。この既存芝生の再生整備は、平成28年度に行われたと認識しておりますが、それら整備の効果をどのように分析をされ、今後どのように整備していくのかお聞かせください。

次に、大きい2点目になります。

防災、減災についてであります。

その1点目、防災資機材の備蓄推進の考え方についてであります。

備蓄倉庫設置場所の考え方について、一つ目、平成27年5月に報徳にある防災資機材等備蓄倉庫を見せていただいた折に、簡易トイレ、ジェットヒーター、石油ストーブ、発電機などが格納されており、1カ所に格納しておくより、避難所等へ分散格納したほうがよいのではないかということ質問させていただいた記憶があります。

平成28年8月に改訂をされました美幌町災害時備蓄計画を見ますと、現在はそれぞれの避難所等に分散備蓄されており、大変実用的であり、安心しているところであります。

また、報徳の備蓄倉庫には毛布、簡易ベッド、寝袋等が若干備蓄されているというふうに計画には載っております。

この備蓄倉庫ですが、災害時に避難所において使用する備品を保管するための備蓄倉庫を、また、発電機などの重量物を避難所へ迅速に運搬するためにクレーン車等の建設車両が必要だったことから、車両センター敷地内に平成26年3月に建設したものと認識しております。

計画、建設当時、この地域は浸水想定地域には入っていなかったと思いますが、平成29年に配布をされました暮らしと防災ガイドブック2017を見ますと、この地域は浸水高0.5メートル以下でありますけれども、その周辺は3メートル以下となっています。

このように浸水が見込まれる地域に防災関連施設、とりわけ備蓄倉庫を置いておくのはいかがなものかと思いますが、この備蓄倉庫の今後の取り扱いについてお考えをお聞かせください。

2点目、家庭内備蓄の推進について。

非常持ち出し袋については、平成29年度に全ての自治会等に配布を完了しており、世帯人数分の拡大、内容品の更新など、今後の計画について、また、家庭で用意することが望ましいものを品目化し、備蓄を推進しています。

その啓発状況についてお聞かせください。

3点目、自主防災組織における備蓄の推進について。

各自治会に防災倉庫と資機材を備蓄するための予算措置をしていると思いますが、その備蓄状況について現状をお聞かせください。

4点目、事業所内備蓄の推進について。

事業所で用意することが望ましいものを品目化していますが、備蓄推進のための具体的施策についてお聞かせください。

大きな2項目めになります。

多目的運動場の防災時利用の考え方についてであります。

現在、建設準備を進めている多目的運動場について、防災時の観点から多種多様な利用途が考えられますが、どのように考えられているのかお聞かせください。

大きく2項目についてよろしくお願いをいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 戸澤議員の質問にお答えをしたいと思います。

一つ目の運動施設等の維持、管理については、後ほど教育委員会から答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、防災、減災について。

1点目の防災資機材の備蓄推進の考え方についてであります。

1項目めの備蓄倉庫設置場所の考え方につきましては、当初旧給食センター車庫を予定しておりましたが、老朽化が著しく資機材保管に適さないため、資機材の維持管理スペースが確保されること、重量物の運搬に必要な車両等が同敷地内にあることなどから、平成25年度緊急防災事業債を財源として報徳車両センター内に建設したものであります。

倉庫建設場所選定に当たっては、格納資機材は水害のほか、あらゆる災害時において使用するものであることから、非常時に支障なく稼働するよう維持管理面を優先し建設したところでありますが、発災時に速やかな資機材配置を行うため、美幌町災害時備蓄計画に基づき、順次指定避難所へ移動しているところであり、最終的には予備資機材の保管場所とする予定であります。

2項目めの家庭内備蓄の推進につきましては、非常持ち出し袋を平成26年度から4年間で9,128袋を配布したところでございます。今年度からは、転入された世帯を対象に配布しており、平成30年5月31日現在182袋を配布しております。

配布時には、災害時の心構えや非常時の

持ち出し品、備蓄品を掲載した暮らしと防災ガイドブックをあわせてお配りし、発災時の対応や安全対策、指定避難所などについてお知らせしているところであります。

また、防災に関する啓発につきまして、各種防災訓練やまち育講座など、住民の皆様にPRできる機会を通じてお知らせしてきたところでございます。

今後につきましても、町民の皆様にわかりやすい方法で広くPR活動を行い、啓発に努めたいと考えております。

3項目めの自主防災組織における備蓄の推進でございますが、平成26年度の補助制度開始から本年5月31日までの整備実績は、6自治会から申請があり、物置整備が4自治会、資機材整備が4自治会となっております。備蓄資機材はメガホン、応急手当セット、スコップ、リヤカー、ヘルメットなどとなっております。

このほか、補助制度開始前に資機材整備済みの自治会は23自治会となっており、合計29自治会が整備を完了しております。

4項目めの事業所内備蓄の推進についてでございますが、各事業所の帰宅困難者や病院及び福祉施設の入院、入所者に対応する備蓄品の目安を美幌町災害時備蓄計画に掲載しております。

従業員や入所者の安全確保に係るものでありますので、各企業や施設が備えておくべきものと認識しているところであり、家庭内備蓄品と同様に啓蒙啓発を機会あるごとに行っていきながら、企業レベルでの防災意識の高揚を図っていきたいと考えております。

2点目の多目的運動場の防災時利用の考え方についてであります。建設予定地エリアは、スポーツセンターが指定避難場所とされております。

現在、地震に関しては避難場所として他の施設を指定しておりますが、耐震化工事終了後は、地震災害にも耐えることができ

ることから、全ての災害時にスポーツセンターを避難場所に統一することが適当と認識しております。

多目的運動場の防災時利用としては、大規模災害時には全国から大量の支援物資が届けられることが予想されますが、面積、構造等から支援物資の仕分け、保管場所及び流通拠点としての利用に適していると考えております。

これらの活用に向け、防災計画の見直しも含め、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

防災対策は、町民の皆様の生命、身体、財産を保護するため重要なものであると認識しており、今後も一層充実するよう努力していく所存でありますので、御理解と御協力をお願いをいたしたいと思っております。

以上、答弁をさせていただきました。

よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 〔登壇〕 戸澤議員の御質問に答弁いたします。

運動施設等の維持、管理についてですが、まず、一つ目の体育施設の維持、管理の現状でございますが、各種体育施設において、競技の特殊性や施設の専門的な知識が必要な場合があることから、スキー場などのリフト運行や整備については、専門の講習を受講したり、グラウンドやパークゴルフ場の芝の管理についても、機械メーカーから操作マニュアルの確認や職員間の情報知識の共有、さらには、芝生専門業者から、その都度芝の状況確認や整備方法などのアドバイスをいただき、管理を行っております。

また、野球場やテニスコート、スケートリンクなど、競技団体に管理を委託することで、競技者側、利用する側の視点で適切に管理をいただいているところもあり、あさひ体育センターや多目的グラウンド、B&G海洋センター及びパークゴルフ場は、

美幌町体育協会へ管理を委託し運営しているところでございます。

二つ目の体育施設の利用者から、意見、要望をどのように取り上げているのか、また、処理されているかについてですが、利用者からは、適時、施設窓口または担当職員に意見や要望をいただくこともあります。利用いただく競技団体と施設管理者並びに担当職員で、年度初めに、利用の調整会議や打ち合わせ会議にて御意見や要望を伺い、シーズン終了後には、要望、改善点を確認し合い、次年度予算編成へ反映するなど適切な維持管理に努めているところでございます。

また、必要に応じて、利用団体や体育協会などと協議の場をつくり、利用に当たって対応策の検討や処置を講じております。

次に、網走川河畔公園パークゴルフ場の芝の再生整備の効果分析と今後の整備についてですが、御質問のとおり、平成28年に芝の再整備とグリーンの一部修繕を行ったところですが、その年の8月20日の冠水により復旧作業と並行した作業となり、11月末のぎりぎりに整備を完了したところであります。

翌年5月に通常どおりオープンしたところですが、利用者が大変多いことや、もともと河川敷は地盤がかたいため、芝の根つきがよくないところがあったことから、利用団体と協議の上、6月に3週間ほどコースを閉鎖し、芝を養生いたしました。

また、昨年から散水作業を委託業務に追加し、適時散水を行ってきたところですが、利用者の使用時間を優先し、十分に散水が行えない状況もあったことから、利用団体と調整した上で、今年度からは、パークゴルフ協会に散水作業を再委託し、コースを部分的に閉鎖しながら対応いただいているところでもあります。

さらに、グリーンの芝の状態を良好に保つため、今年度から平日の利用はカップを

グリーン下に移動し、大会等の利用の際には正規の位置にカップを設置するなど、利用団体の要望を受けて対応しているところでもあります。

また、昨年の利用団体との協議の中で、芝の草刈り業務を週1回から週2回にしてほしいとの要望があり、委託料の人件費分を増額させていただき対応しているところでもあります。

グリーン等の芝の修繕については、今年度予算づけさせていただき、5月のオープン時には時期的に作業が間に合わないことや、大会等に支障が出るとの判断から、9月中旬ごろをめどに芝の張りかえ修繕で不良箇所の整備を行う予定ですが、日常の芝の維持管理を含め、適切な維持管理に努めてまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） それでは、運動施設の維持、管理についてから再質問させていただきます。

まず、各種競技団体と体育協会へ管理を委託し、その中で必要な講習等を行っているというふうに理解をいたしました。

施設を実際に使用する団体が管理することは、使用者ニーズ等を反映した整備を的確、迅速に実施できるメリットがあり、大変よい方法であると思いますが、管理委託している団体の受けとめ方はどういうふうになっているのでしょうか。例えば、積極的に管理委託を受け入れているのか、あるいは仕方なく受け入れているのか、その辺はどのように認識しているのかお聞かせいただきたいと思います。

また、あさひ体育センターや多目的グラウンドのように、関係競技団体がいない施設を体育協会が請け負っているというのはわかりますけれども、パークゴルフ場は、パ

ークゴルフ協会というのがあるのに、なぜ体育協会が請け負うことになったのか、その経緯と、体育協会が請け負うことに、パークゴルフ協会は納得しているのか、パークゴルフ協会が請け負いたいという要望はないのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） ただいまの戸澤議員の御質問でございますが、まずは利用団体の委託化につきましては、それぞれ野球連盟ですとか、ソフトテニス協会ですとか、そういったところに委託をしている部分につきましても、それぞれ協議をしながら、自分たちが使いやすいように管理をしていきたいということで、事前協議をした上で管理委託をさせていただいております。なので、積極的か、仕方なくかといいますと、積極的に自分たちで管理をさせてほしいということで、受けていただいていると考えております。

また、パークゴルフ場につきましては、現在、美幌町体育協会に委託をしておりますが、過去にはパークゴルフ協会に委託をお願いしていた経過もございます。ただ、どうしても高齢な方が多い協会でございますし、協会の方たちはどちらかというとプレーをしたいという思いもあって、なかなかうまく管理ができなかったという経過もあり、協議をした上で体育協会に委託管理をしていただいております。

ただ一部、先ほどの答弁にもありましたとおり、散水業務などにつきましては、どうしても体育協会だけでは手が回らないというところもございます。散水業務はパークゴルフ協会に、ぜひ、させてほしいというお話もありましたので、そちらのほうは、部分的に委託をしておりますし、それ以外の除草作業ですとか、部分的に協会のほうにもお手伝いをいただきながら、管理をしているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） それでは、河畔公園パークゴルフ場については、体育協会が実際請け負って、一部散水はパークゴルフ協会が行っている現状ですけども、それは、パークゴルフ協会も了解しているというか、それで満足しているという考えでよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） はい。そのとおりでございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） パークゴルフ場も含めての話になりますけれども、今までに、いろいろ各種団体が管理をしていると思いますけれども、専門業者に管理してもらったほうがよいという要望は今までなかったのでしょうか。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） 通常の管理業務につきましては、具体的に業者に委託してというのはありませんが、ただ、一昨年やりました芝の再生整備、張りかえ業務については、面積的にかなり大きくなりますので、そういった部分的なところは専門業者にお願いしなければいけないということもありますので、そういったところでやっております。

ただ、業者に全て任せてほしいというような要望は、特に聞いてはございません。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） わかりました。要望はないということで、整備については、専門の業者がやるのが当たり前だということで、そうではないとできないと思います。年間を通して専門業者に管理をしても

raitaiという要望はないということで認識をいたしました。

質問を変えますけれども、意見、要望はいろいろ答弁の中でありましたけれども、この意見、要望というのは多種多様だと思うのです。例えば、芝の長さはできるだけ短くしてくれという意見もあるだろうし、1センチぐらい、もうすこし長めがいいと、要するに、このように全く正反対の意見、要望というのものもある程度あると思いますけれども、それら要望等をどのように精査しているのか。

また、年間の要望件数は、どのぐらいあるのかお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 競技者からの要望ということで、パークゴルフの要望でいきますと、例えば、芝の長さの関係で、女性ですとか力のない方については、芝が長いのもう少し切ってほしいとか、男性の方でしたら、フェアウェイとラフをはっきりしてほしいとか、いろいろな要望がありますし、備品等の関係でもさまざまな要望を受けております。

パークゴルフにつきましても、多くの方が利用されておりますので、一件一件要望を聞いていると收拾がつかない、整理がつかないということで、多くの方が加入しておりますパークゴルフ協会の方と調整を図って、要望については対応しており、シーズン終了後に、パークゴルフ協会、管理する体育協会、それと、教育委員会が入りまして、協議を行っているところでございます。その中で、予算反映が必要ということであれば、次年度に予算を反映していくとか、シーズン当初に全体の運営の関係ですとか、そういうことについてもパークゴルフ協会のほうから要望を聞いているというような状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） いろいろと正反対の意見もある中で、パークゴルフだけに限らず、それぞれの専門的な協会等がそれぞれの意見を精査して、分析をして、協会としていろいろな要望を出してきているというふうに理解をいたしました。そういう形でいいかと思いますが、違っていれば、後で修正していただきたいと思います。

次もパークゴルフ場の話になるのですが、芝の根つきがよくなかった箇所、不良整備箇所があるというふうに御答弁でお伺いいたしましたが、これは、何カ所ぐらいで、全体の何%ぐらいあったのか、できればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） ことし、芝の張りかえ業務ということで、99万6,000円の予算をつけて、芝を張りかえする予定でございます。何%かといいますと、部分的に一つ一つ拾い出して、平米数でいきますと、254平米ほど張りかえをする予定でございます。

また、特にツツジコースのAの5番が、フェアウェイの芝がかなり傷んでいるということで、そこは全体的に張りかえをするということで、今予定をしております。

そういったことで進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 254平米、99万6,000円をかけて整備をするということでしたが、前回28年度に整備して、根つきが悪かったということで、同じような整備をしては、また多分だめだと思いますので、芝業者の方とどういった方法が根つきがよくなるのかということを、当然調整して整備をすることであると思いますので、この99万6,000円が無駄にならないような整備を期待したいと思います。

次に、芝の管理についてですが、週に1日の整備を週に2日にして今年度からやっていますというお話でしたけども、一番よいのは、やはり養生だというふうに思います。なので、時にはツツジのAコースは、1週間あるいは10日間コース止めにして養生するとか、そういう斬新的な整備も、大会に影響を及ぼすかもしれませんが、養生が一番よい方法かと思うので、やはり、そこを統制できるのは、整備を委託している協会ではなく、行政側が主導的にやることも時には必要ではないかと思います。

また、今どのように整備をしているのかを確認したいのですが、例えば、芝刈りに関しては、日の出から朝の9時、10時、パークゴルフのお客さんが少ない時間帯、今時期ですと3時、4時ぐらいから明るいので、4時間から5時間、芝を刈る時間があるわけです。それを毎日やっていけば、整備日として休む必要性がなくなると思うのです。

現状はどのように行っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） 今、戸澤議員がおっしゃるとおり、芝をいい状態に保つためには、芝の養生というのが一番よいかと思いますが、利用者の方々を優先しながら利用していただいていた経過があります。ただ、協会のほうも、その辺のお話をいただきまして、協会の中でもよく使われるイチイ、ツツジコースだけではなくて、ほかのコースを使うように配慮をいただいたり、散水のほうも時間を区切って、コースを一部閉鎖しながらローテーションを組んで、部分的に閉鎖をして養生していただくということで、そういった御意見をいただいて、整備の体制を変えてきたということもございます。

また、整備デーにつきましては、毎週火

曜日ということで、草刈りを全面的にやっておりますが、時間は朝7時45分から夕方5時15分までという勤務時間ではありますが、休む時間を惜しまず、管理については精力的にやっていただいておりますし、場合によっては、散水をしながら夜遅くとめに来るということで対応をしていたりしている状況もございます。

また、協会のほうも、大会に合わせて、もう1回芝を刈ってほしいという要望がありまして、火曜日の整備デーだけでなく、木曜日または雨が降ると草刈りができないということがありますので、土曜日に草を刈るということで対応させていただいてるところであります。

今の整備の状況につきましては、そういったことで進めておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6 番戸澤義典さん。

○6 番（戸澤義典君） 草刈りに焦点を当てますと、火曜日7時45分から夕方5時15分までやっているということでお伺いいたしました。いずれにしても、プレーをする方が快適にできるようにする整備が1番いいと思います。

先ほど、若干言わせていただきましたけども、日の出から明るくなってからすぐ、時間外にはなりますけども、整備をする方は非常に大変だと思いますが、それが、やはり1番プレーを邪魔しないで、芝を刈れる時間帯として1番いいのかなということで、その辺も含めて、今後、整備をする体育協会等々と調整していただければというふうに思います。

運動施設の維持、管理については、これで終わりたいと思います。

続いて、防災、減災について確認をさせていただきます。

防災備蓄倉庫について、今後、予備資材の保管場所とする予定だというように答弁をいただきましたけども、最初の質問でも

御指摘したとおり、あの地域は浸水が見込まれる地域です。予備資材といえども、そのような地域に保管をするのはいかなものかというふうに思うのですが、緊急防災事業債を活用したということで、未活用ということにはならないと思います。それは私も重々理解しております。

緊急防災事業債の縛りがなくなるのはいつごろなのか、その縛りがなくなった後、どのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 起債の償還が平成31年度までということになってございますので、31年度をもってということになろうかと考えてございます。

当初、防災倉庫に入れていた資機材を、順次、各避難所のほうに整備を配置がえをするということで進めてきてございます。ただ、救急用のボートですとか、どうしても避難所に配置できない資機材が残ってくるので、これらのものについては、防災倉庫のほうに保管をするということになろうかと考えてございます。

ただ、戸澤議員おっしゃるとおり、浸水区域にもなっておりますので、大雨時の浸水が予想されるということになりますので、その雨量等を考慮しながら、浸水が予想される場合については、倉庫に保管しているものも前もって移動させていくというような形で対応をとっていきたいと考えてございますが、いずれにいたしましても、それぞれの避難所に必要なものを配置していくということが1番必要であろうというふうに考えておりますので、まずは、そのところを計画的に、施設の管理者と協議をしながら、進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 今の答弁を聞く

と、避難所への分散がまだ終わっていないような聞きとり方をしたのですが、まだ終わっていないという認識でよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） それぞれ計画して、ジェットヒーターですとか、まだ避難所への配置が終わっていないところもございます。

それは、避難所の中で、保管場所が確保できないという避難所もございまして、そういったものについては、今も学校等についてはコンテナを配置しながら、移動させていくということでやってきてございますので、それらの手法を含め、今後は、順次進めていきたいというふうに考えてございまして、備蓄計画の中で予定をしている避難所配置の部分については、全て避難所のほうに配置が済んでいるわけではございません。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） きょう、大阪でも地震があったように、災害はいつ来るかわかりませんので、予算の絡みもあるでしょうけども、努めて早い時期に避難所に移動していただければと思います。

次に、2点目、家庭内備蓄についてであります。入り組み品は個人用でありますけれども、現在1個、世帯数が何人であっても1個しか配っていないという状況ですけども、今後、この人数分を配分する考えはあるのかどうか、あるいはこの入り組み品の検証、例えば、ほかに必要なものがないのか、実際に避難所等で避難されている方から意見を聞くというのも一つの方法だと思うのですけれども、そういうことはされているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今回、家庭用の袋を配布させていただきましたが、これについては、それぞれの家庭の中で必要な

最低限のものしか入っていないというふう
に認識をしてございます。各家庭で、この
袋を配備したことをきっかけとして、各家
庭においてこういったものが必要なのか
と、それぞれ必要な備蓄品は違うと思いま
すので、協議を行っていただきたいという
ことも含めて、配布をさせていただいたと
ころでございます。

今回、袋に入っているものについては、
それぞれ共通して利用できるというもの
について配布をさせていただいたところ
でございますけれども、内容等については、
今、配布をさせていただいているもので、
1人というよりも1家庭に必要なものを入
れているところでございますので、今、人
数において配布品を検討するという予定は
ございませんけれども、今後、さまざまな
形で、もっと必要な備蓄品等々が出てく
るものについては、今、備蓄計画の中で、町
も簡易トイレですとか、いろいろなものを
計画して配備をしてきてございますけど
も、まだ必要となるものがございましたら、
行政的な備蓄がいいのか、あるいは各家
庭でお願いをすることがいいのか検討し
ながら、それぞれPRに努めていきたいと
いうふうに考えてございますので、よろし
くお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さ
ん。

○6番（戸澤義典君） 趣旨は理解をいた
しました。

今は、新聞あるいはメディア等でいろい
ろなグッズが販売されています。例えば、
転がしながら運べて、いろんなものが入っ
ているというようなものもあります。それ
ぞれ家庭等で入り組み品が違ってという話
を部長はされましたけども、特に、防災に
余り意識のない方、あるいはどんなもの
を用意していいかわからないという方も多々
おられると思うのです。

例えば、一例として、こういうようなも
のを家庭でそろえておけば万全です。2

日、あるいは3日は持ちますというよう
に、年2回それぞれ町内4カ所に分けて防
災訓練をやっていますけども、その中に展
示用として、これだけあれば3日間持ちま
すよというのを展示するとか、目で見える
ような展示、ただ家庭任せにするのではな
くて、そういうことも必要だと思うのです
がいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） それぞれ各家
庭で常備をお願いしたいというものについ
ては、備蓄計画書の中にも掲載させていた
だいてございますけども、やはり、目で見
ないとわからないというものもあるのだろ
うと思いますので、戸澤議員がおっしゃる
とおり、さまざまな形で防災訓練等を実施
していますので、その中で展示ができるも
の、そろえるものがあればそろえた中で、
こういったものを家庭の中で配備すること
がよろしいのではないのでしょうかというこ
とも含めて、購入も含めて検討をしていき
たいというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さ
ん。

○6番（戸澤義典君） 続きまして、自主
防災組織における備蓄の推進ということで
伺いますが、現在、倉庫ですとか、防
災資機材、これを備蓄していない自治会と
いうのはあるのでしょうか。あれば、その
数を教えていただきたいことと、二十何年
度以降、補助金を受けないで入れた自治会
もあるということで、かなり備品関係も古
くなったりしていると思うのですが、
そういう更新の要望ですとか、あるいは積
極的な更新の計画とかそういうものはある
のか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主
幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） た
だいまの御質問でございます。

資機材の未整備地区につきましては、主
に農村地域がメインになってございます。

市街地区域ですと、7自治会が資機材については今のところ整備がされていないという状況になってございます。

もう1点の補助金に関しての整備要綱等についてでございますけれども、前年の11月末までに各自治会のほうから私どもに要望を出していただきます。その上で、新年度の予算反映をさせていただきまして、物置が必要なのか、資機材が必要なのか、両方必要なのかということ把握した上で、予算措置させていただいて、補助させていただいているところでございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 農村地区主体で7自治体がまだ備蓄されていないということですけど、これは希望はないのですか。

それから、11月までに要望すれば予算措置しているという話ですが、これは、更新の資機材も含めての話でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 防災危機管理主幹。

○防災危機管理主幹（河端 勲君） 現在の整備状況といたしましては、平成25年度までは、町のほうで資機材を譲渡していたものをお持ちいただいている状況でございます。したがって、今後希望等があれば、その状況等を私どものほうで確認させていただきまして、耐え得ることができないということであれば、その上で判断をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 資機材の補助金の交付要綱がございまして、その中では、自主防災組織を設立いたしまして、新たに自主防災資機材を整備していない自治会が、自主防災資機材を購入する場合に補助をするということで、規定をさせていただいてございますので、古くなった資機材の更新につきましては、それぞれの自治会

でお願いをしたいということで考えてございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） そういう要綱になっているということですが、希望があれば、やはり自治会で更新しなさいというのも酷な話だと思うのです。

要綱は、皆さんの意見で変えればいい話だと思いますし、1カ所、2カ所ではなく、そういう要望が結構あれば、要綱を変えてでも町として補助すべきだと私は思うのですがいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 実際に災害が発生した場合について、それぞれの自主防災組織の中でやっていただく活動が相当数出てくるのだろうというふうに思っております。そのときに、資機材が古くて使えなくてなかなかその活動に当たれないということが生じることもいかなものかなというふうに考えてございます。

多くの自治会の中でそういう要望があるとか、自治会連合会の方ともお話をしてみたいというふうに思いますが、そういった要望があるのであれば、それぞれ災害時の活動に支障がない形で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 次は、事業所内備蓄の推進についてですけども、先ほど答弁の中で、福祉施設の入院、入所に対する備蓄品の目安ということで、備蓄計画に掲載していますということで答弁いただいたんですけども、これは、例えば個人で経営する、あるいは、法人が経営する、そういうような施設についても、この備蓄計画に貸し出すという形で書いてあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 計画書に書い

であるものについては、まずそれぞれの事業所、これは帰宅困難者が出た場合に、事業所が避難所となる可能性もあるということで、事業者については、こういった資機材を用意されたほうがよろしいのではないですかということで、備蓄計画書の中に登録をさせていただいてございます。

それと同じように、それぞれ入所者がいる施設についても、こういったものが必要であろうというものについて、一定の例示を品目でさせていただいているところでございます。今の福祉避難所としては、3カ所ございますけれども、必要と思われるものについては整備をしてきてございます。それ以外の入所者を抱える施設については、それぞれまず施設の中で、どういったものが必要かを検討いただき、その中で一定程度こういったものが必要だと思われるというものについて、備蓄計画のほうに掲載をさせていただいておりますので、それは貸し出すということは想定をしておりますけれども、例えば、どこかの中で指定避難所、福祉避難所の中で余っている分があるとか、使っていない部分があるということであれば、それを使っていただくということは可能かなと考えておりますが、それだけの時間的余裕があるかどうかも含めて、まずは、それぞれの施設の管理者の中で、検討いただければというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） 6 番戸澤義典さん。

○6 番（戸澤義典君） 福祉避難所3カ所については、貸し出す計画があるということで、大きい施設は、当然資金も結構あると思います。ただ、個人で経営するような施設については、なかなか資金面も苦慮してやってる、あるいは、実際に災害があったときに指定された近傍の避難所に行けるかと言ったときに、なかなか大変だと思うのです。例えば、寝たきりの高齢者の方が何名もいるとか、実際に避難所まで行きな

さいということは無理だと思うのです。やはり、二、三日であればうちの施設で頑張ろうかという施設も多々あると思います。

しかしながら、頑張るためには発電機が欲しいけれども、なかなか今のうちの事業所の営業利益では無理だなという施設も多々あると思うのです。そういうところに対して、手を差し伸べるのは行政しかないと思うのですけれども、補助金なり、貸し出しなり、何でも結構ですけれども、災害が起こってから貸し出すというのは当然無理です。貸し出すとすれば、災害が起こる前に貸し出すべきだと思うのですけれども、そういう考えはないでしょう。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 先ほど御答弁申し上げました、福祉避難所として3カ所、それぞれ特別養護老人ホーム、それから、アメニティとあさひ在宅ケアセンターの3カ所を指定させていただいているところでございますけれども、この3カ所の福祉避難所につきましては、それぞれ避難所で生活を送れない方が、こういう指定避難所のほうに移ってくるということで、その収容をしていただくということで、行政のほうで必要な資機材については整備させていただいたところでございますけれども、それぞれ入所者を抱えている施設の中でも、やはり弱者でございますので、そういった方が長く、そこの避難所といいますか、そこの施設にとどまるということについては、今のところ、こちらの福祉避難所のほうに移っていただくということで考えてございますけれども、それも現実的に可能なのかどうか、それらの施設の方とも協議をしながら、どういった対応を図ればいいのか考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大原 昇君） 6 番戸澤義典さん。

○6 番（戸澤義典君） 今後、いろいろな意見を聞いて検討されるということで、安

心をいたしました。ぜひ、いろいろな意見を聞いて、善処していただければというふうに思います。

時間がないので、次に進めさせていただきます。

これは、個人でやるべきなのか、行政でやるべきなのかわかりませんが、きのう、大阪で震度6弱の地震が発生いたしました。壁の倒壊により亡くなった児童もおられたということで非常に残念に思いますけども、やはり地震となると、蛍光灯類の落下ですとか、天井の落下というのが十分予想されます。

そこで、頭部を守るというのは非常に重要だと思うのです。昔は、私の子供のころの話で申しわけないですけども、座布団が防災頭巾になったということで、全員が持っていたと思うんですけども、今、多分そういうものがないと思うんですけども、何か児童の頭を守る対策、あるいは、避難所でも同じ状況が起こり得ると思うのです。そういう対策というのは、何か考えられているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 当然そういうことも予想されると思います。今の中では、吊り天井ですとか、あるいは吊り具、蛍光灯含めて、落下してくる危険性は、今回の大阪の地震のように、地下鉄のところもそうでしたけれども、そういったことは多々あると予想されます。ただ、吊り具については、点検をしておりますので、そういう心配はないのかなというふうに考えてございますけども、震度によっても多分変わるのだらうというふうに思っています。そういったことを含めると、そういうものが要かどうかともあわせて検討はさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 避難所にいるから

安心だという観点ではなくて、やはり災害の状況によっては、避難所にいようが災害をこうむる可能性があるという認識のもと、今後は計画等の見直しをしていただければと思います。

最後に、多目的運動場の防災利用ということで、物品の物流拠点施設となり得るという御答弁をいただきました。

私も、平成23年の震災のときに、実際に石巻市に災害派遣で行きまして、石巻市の運動公園に陸上競技場ですとか、いろんな施設があったのですが、その中にやはり、この倍3倍ぐらいの広さのテント、それが三つ建てられて、そこに全国各地から集まってくる、歯磨きから下着からあらゆる物資が積載されておりました。

規模は、美幌町は小さいといえども、屋内多目的運動施設は、そういう施設に適していると私も思います。御答弁の中でも、そういうふうに考えられているということで、意見は一致しているのですが、多目的運動場が物流拠点となったときに、入り口が一方通行なのが荷物を運んだり、出したりするのに1番便利なのですが、そういう施設のつくりというのは、今どのように考えているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 屋内多目的運動場の設備の関係でございしますが、まだ基本設計の段階ではありますが、通常の入出力口のほかに、高所作業車等が入れる出入り口をアリーナ側に設置したいというふうに考えておりますので、一方通行の形で動線は確保できるものというふうに考えております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） あと、柏ヶ丘運動公園自体が防災拠点の地域となり得ると思うのです。

例えば、先ほど答弁であったように、スポーツセンターが避難所となり得るよう

に、陸上競技場、あるいは野球場がヘリポートになったり、自衛隊等含めた団体の集結地になったりといろんな用途で使える。また、あそこは高台ですし、災害にも地形的に強い場所だと思います。ということで、防災の拠点となる地域として、あの地域が美幌町では適しているというふうに内々に思っておりました。

その中で、前回もいろいろなことを質問させていただきましたが、そういう拠点で使うとすると、交通の統制も必要になってくるのです。例えば、国道側から上がって行って、元町のほうにおりてくる一方通行にしないと、離合するようなことになる、特に災害時は非常にパニックになりやすい状況です。

そういうことも考えた施設づくりというのが重要だと思います。今後、そういう施設を目指して、防災拠点となり得る施設だという認識のもと、整備をしていただければと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今おっしゃったように、やはりいろんなことを想定しながら施設をつくっていかなくてはいけないと思っております。

先ほど、教育部長のほうから答弁したように、入り口以外に、もう一つアリーナ側にそういった出入り口を設けるということでもありますので、それでどうなのかということは、今後の課題だと思いますので、しっかりとその辺を見きわめながら発注に向けて頑張っていきたいと、そのように思っております。

公園自体も、多分、大規模な災害が発生したときは、今おっしゃったような統制も当然しないといけないと思いますし、それはもう制限もかなり厳しくなるのではないかと思っておりますので、それもしっかりと取り組んでまいりたい、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） これで、6 番戸澤

義典さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11 時 35 分といたします。

午前 11 時 24 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

3 番新鞍峯雄さん。

○3 番（新鞍峯雄君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしております、3 項目 3 点について質問をさせていただきます。

まず 1 点目でございますけれども、ふるさと住民票の制度導入について。

ふるさと住民票の制度導入に対する考え方について。

今の社会において、住民と自治体とのかかわりは多様化しています。

仕事などで、一つの家族が複数の自治体に居住する必要がある人、故郷に愛着を持ちながらも離れた都市で暮らす人、親の介護のため複数の自治体を行き来する人、災害のため、元の居住地を離れ、長期の避難生活をしなければならない人など、さまざまなケースがあります。

一つの自治体に住民登録し、税金を払い、行政サービスを受けるという単線的関係は、こうした社会の変化に対応できなくなっています。

これからは、多様な背景を持つ人たちと自治体の柔軟で複線的な関係をつくることが不可欠と考え、そのつながりを確かなものにすることがふるさと住民票であります。

これは、法律に基づく住民登録をしている人以外で、さまざまな理由からその自治体にかかわりを持ちたいと考える人に、正規の住民票とは別のふるさと住民票を発行し、まちづくりへの参加の機会や、公共施設の住民料金での利用、町内の伝統行事、イベントの紹介や案内などの必要なサービスを提供する制度であります。

法律に基づかず、自治体が任意に発行する二重住民票で、多様な人たちと自治体とのつながりを確かなものにする狙いがあります。ふるさと住民票の制度導入について、町長の考えをお伺いします。

2点目は、図書館の改築と設置場所について。

図書館の改築と設置場所に対する考えについてでありますけども、現在の図書館は、昭和54年3月から利用されて約40年を経過しており、老朽化、狭隘化が著しく、各団体の活動スペースや駐車場のスペースも少なく、利用者に不便をかけているのが現状であります。

平成28年度に策定した美幌町公共施設等総合管理計画では、今後10年に更新等を検討するとあります。

平成33年に供用開始予定の新庁舎との複合化の意見もありましたが、本来の図書館機能と利便性の低下を招くことが予想されることから、断念をしたところであります。

改築予定の図書館の規模としては、来館者がゆとりのある空間を感じながら、読書ができる施設として、また、設置場所については、建物の面積と駐車スペースが十分に確保される市街地内で、新庁舎からも余り離れていない場所がよいと考えます。

新しい図書館の改築に向けての計画と設置場所について、町長の考えをお伺いします。

3点目でございます。

公共施設で不要になった備品類について。

公共施設で不要になった備品類に対する考えについてであります。

現在、改築中の町民会館は本年9月1日から供用開始され、平成33年度には、役場庁舎、消防庁舎が改築されます。

これらの公共施設内で、長年使用された長テーブル、パイプ椅子などの備品類についてでありますけど、中には、まだまだ使用

できるものが数多くあると考えます。

最近が高齢化社会の中、さまざまな集まりのある場所では、床などに正座することが困難な人がふえてきており、さらには若年層の人も椅子などを使う傾向にあって、長テーブル、パイプ椅子の利用が多くなっています。

このような中、地域における自治会活動の役割は年々高くなってきておりますけども、自治会集会室に、長テーブル、パイプ椅子などが全くない地域もあります。

今、各自治会も財政難のところが多く、これらの備品を購入する余裕はありません。

公共施設において、長年使われ不要となった備品類を自治会等で利活用する考えはないか、お伺いいたします。

以上、最初の質問でございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 〔登壇〕 新鞍議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

初めに、ふるさと住民票の制度導入について。

ふるさと住民票の制度導入に対する考え方についてでありますけど、現在、全国の自治体において、人口減少対策や地域の活性化を目指す地方創生に取り組んでおりますが、地方から東京圏への転出超過が続いており、東京一極集中の傾向を是正できていないのが現状であります。

本町におきましても、地方創生に取り組んでいるところでありますが、地域力の維持、強化を図るためには、地域づくりの担い手の育成、確保が重要な課題の一つとして捉えておりまして、移住、交流施策を通じて積極的に課題解決に取り組む必要があると考えているところであります。

このような中、今年度、総務省の関係人口創出事業モデル事業を、北海道と美幌町ほか5市町村との共同で実施する予定となっております。

関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域や地域の住民と多様にかかわる方々のことで、このような地域外の人材が地域づくりの担い手となることを期待しているところでもあります。

この関係人口の方々に対して、地域と継続的につながりを持つ機会を提供していくことが重要であることから、他自治体と共同でのモデル事業に取り組む予定ですが、この事業内容の一つとして、各自治体が（仮称）ふるさとサポーター倶楽部を設置し、地域外の方々と継続的にかかわることができる仕組みを構築することとしてしております。

御質問のふるさと住民票の制度導入についてですが、ふるさとを住民票制度と（仮称）ふるさとサポーター倶楽部が同じような内容であることから、まずはこの（仮称）ふるさとサポーター倶楽部の設置、運営を行いながら、多様な人たちとのつながりを強めていくとともに、効果検証を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、図書館の改築と設置場所について。

図書館の改築と設置場所に対する考え方についてではありますが、現在の図書館は、昭和54年3月に新築開設し、建設当時は5万冊を収納できる図書館として、蔵書数も3万冊余りでしたが、現在は、町民ニーズの多種多様化により、蔵書数も14万冊を超え、本館だけでは収蔵できないため、旧美幌中学校などへ分散保管している状況にあります。

また、来館者の利用形態の変化により、書架を初め、ブラウジングコーナーや絵本ひろば、2階ギャラリーなど、図書館全体が狭隘になってきていることに加え、図書館自体も老朽化が進んでいる状況から、町民の利用しやすいゆとりのある図書館の施

設整備を検討することとして、第6期美幌町総合計画に盛り込まれたところであり、平成28年度策定的美幌町公共施設等総合管理計画において、2026年までに更新等を検討する施設として掲載されたところでもあります。

新しい図書館の改築に向けての計画につきましては、まだ具体的な計画はございませんが、乳幼児から高齢者、体が不自由な方まで、全ての利用者に対応できる機能と、視聴覚資料の提供やデジタル情報への対応など、情報化社会に対応した新たなサービスの提供を可能とする環境整備に加え、幅広い分野の資料と情報を収集し、保存して提供する図書館本来の機能を充実させ、地域住民の要望にこたえる情報発信の拠点となる施設を目指したいと考えております。

また、設置場所につきましては、図書館改築計画を検討していく中で、図書館建設用地をどうするのかも含めて、検討していきたいと考えております。

次に、公共施設で不要になった備品について。

公共施設で不要になった備品類についてではありますが、備品は各公共施設の担当において管理しており、公共施設改築時において、使用できる備品については、改築後においても使用することとしておりますが、さまざまな要因により引き続き使用できない備品類も出てまいります。

そのような備品類につきましては、他の公共施設において使用するなど、有効活用を図っているところであります。

議員お尋ねの自治会等での利活用につきましては、自治会活動の重要性とその活動環境の整備、自治会の財政状況については十分に認識しているところであり、自治会活動や自治会の財政に支障を来さぬよう配慮してまいりたいと考えてますので、御理解のほどよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

以上、御答弁をさせていただきました。

よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ふるさと住民票の制度導入に対する考え方からありますけれども、答弁にもありますけれども、（仮称）ふるさとサポーター倶楽部、これは内容的にも、ふるさと住民票制度とは同じでありますけれども、この（仮称）ふるさとサポーター倶楽部の導入に至った理由について、簡単にお伺いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） これは答弁でも申し上げてございますけれども、関係人口創出事業モデル事業というものの募集がございまして、北海道が主体といいますか、北海道と連携をして美幌町ほか5市町村で実施をするものでございますけれども、これは相対的にさまざまな形で多様な方と地方がどうつながっていくのかということをご想定した事業でございます。

この事業をやることによって、2地域間居住あるいは移住を含めて、人を呼び込むということがこの事業の大きな目的でございますので、これが町のほうで想定をしております地方創生の中でもマッチした事業であるということで、今回応募させていただいて、事業を実施するというところになったところでございます。

議員おっしゃるとおり、ふるさと住民票と同じような制度の内容で、多様な方々どのような連携をできるのかということをご主眼に置いた事業でございますので、これらのことを活用しながら、さまざまな方との関係人口をどう築いていくのかということについては、この事業の中で検討していきたいというふうに思っていますし、検証もしていきたいというふうに考えているとこ

ろでございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 総務省の資料を調べましたけども、関係人口創出事業、このモデル事業として採択し、委託調査事業として実施するため提案募集を行い、採択団体として、今部長も言われた美幌町を含む6市町村が決定したわけにありますけども、その提案募集から決定まで、いつごろ提案があったのか、時期と、これまでのプロセスといいますか、内容についてお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（小室秀隆君） ただいまの御質問でございますが、ことしの2月に総務省のほうから北海道のほうに、まず関係人口創出事業モデル事業についての調査依頼があったところでございます。

その後、オホーツク総合振興局より、本町、全道各地だと思いますけれども、事前調査で実施の意向があるかどうかということがございました。その中で、本町におきましては検討中という回答を行いました。その後3月1日付けで、今度は北海道との連携について意向調査があったところでございます。その際、本町におきましては、連携意向ありと回答させていただいたところでございます。

その後、3月下旬に北海道から総務省に企画提案書等を提出いたしまして、4月27日付けで採択されたところでございます。

なお、この事業につきましては、先ほども申し上げましたが、北海道が代表となって共同提案したもので、美幌町のほか、苫小牧市、長沼町、安平町、奥尻町、占冠村の6市町村による連携となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 経過についてはよく理解をいたしました。

そこで、答弁の中で関係人口創出事業モデル事業を、答弁にありましたけども北海道と美幌町ほか5市町村との共同で実施するとあるわけですが、どのような内容の事業か、また、今後のスケジュールを具体的にお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（小室秀隆君） モデル事業の内容でございますが、まず概要といたしまして、地域につながるのある都市住民に地域独自の歴史、文化など魅力的な地域資源を活用した地域イベントや地域づくり活動に関与し、地域とのつながりを深めてもらうということが第1でございます。

また、参加する各地域が先ほどの答弁にもございましたが、（仮称）ふるさとサポーター倶楽部を設置することにより、地域外の方々と継続的にかかわることができる仕組みを構築し、事業終了後も受け入れプログラムの実施や都市部でのPR活動に取り組み、地域の取り組みに参画する新たなサポーターの獲得を図るとともに、サポーター倶楽部会員に継続的に地域の暮らしや仕事の情報を発信するなど、移住促進施策とも連携し、将来的な都市と地域を往来する地域居住や移住の動きにつなげていくこととしているところでございます。

美幌町におきましては、まず、ふるさと納税を通じた交流プログラムを実施することを予定しております。このことにより、継続的なかわりを持つことはもちろんのこと、今後のふるさと納税につながることを意識して実施したいと考えているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、9月中旬ごろから10月上旬ごろを予定しておりまして、今後、関係機関との協議によりスケジュールのほうは決定してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 内容的には、よく理解したところでございますけども、この関係人口創出事業ですが、私も資料を調べていますと、国の平成30年度の予算が国全体で2億5,000万円というふうに出ているところでありますけども、この2億5,000万円の予算の内容について、お伺いしたいと思います。

どのように使われるのかということです。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（小室秀隆君） 国の予算の2億5,000万円ということでございますが、本町がかかわるこのモデル事業につきましては、約700万円となっているところでございます。

具体的には、まず、物品関係、例えば、事務所の借り上げだとか、北海道のほうで借り上げるということでしょうけども、そういった部分に使うことが想定されております。

また、旅費につきましても、例えば、道職員、あるいは関係している今回参加する6市町村の職員の旅費の関係、さらには、事業に参加される方々への補助といたしまして、宿泊費や旅費の補助というものを想定されているところでございます。

これからの協議の結果によっては、講師などの報償費も想定されているというところでございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） いろいろかかる経費は、国といいますか、道で見るといいますが、予算がオーバーしたとき、例えば美幌町でこういうモデル事業をやるわけですが、予算がオーバーした場合はどうなるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（小室秀隆君） 6月の道議会のほうで補正予算を計上されるということで、金額のほうは700万円程度とお聞きしておりますが、その内訳については、今後、本町含めた6市町村と道との協議によって決めていくということになっております。7月の上旬に札幌に出張があるときに打ち合わせをするということになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） ただいまの答弁は理解いたしました。

次の質問に移らせていただきます。

（仮称）ふるさとサポーター倶楽部の内容について具体的にもう少し御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（小室秀隆君） この（仮称）ふるさとサポーター倶楽部についてでございますが、まず、この事業に参加していただきました都市部の方々にこの倶楽部への会員登録をしていただくこととしております。その会員には、会員証を発行するということが一つでございます。

また、その会員の方々には広報誌の送付、イベント情報、町内特産品情報などを発信し、今後のつながりを継続してまいりたいと考えております。

また、定期的にイベントや地域づくりの活動の運営企画等に参加してもらうようお願いするというのも一つとなっております。さらに、その参加者におきましては、現在の居住地で、SNS等を活用して参加したイベント、あるいは地域づくりの活動の情報発信をしていただくということでございます。

あと、地域の関係者が都市部でイベント等を実施する際には、その町のイベント等に参加支援をいただくということとなっております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） これまでの答弁にもございますけども、学校関係者とか農業関係者、商工会議所、観光物産協会、それから、美幌町観光まちづくり協議会、経済団体などさまざまなつながりの方が、しっかりと協力していく必要があるのではないかと考えるところでありますけども、この件について、お伺いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今回実施する事業につきましては、先ほど町長から1回目の答弁にもございましたとおり、多様な人とのつながりをどう構築していくかということが中心的な事業でございます。

その多様な人の中に、それぞれ農業に興味を持つ方、あるいは、商業に興味を持つ方、いろんな人がいらっしゃるのだろーと思います。そういった人たちのニーズをどう拾っていくか、あるいはそれをどう生かしていくかについては、関係機関、団体との連携が必要だというふうに思っておりますので、そういうようなことについては、関係機関、団体と連携を図り、協議を図りながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 今回の創出事業のスケジュールというのがありますけれども、幾つかのステップを経て、来年の2月には成果報告書を提出することになっているわけでありまして、この提出先について、今回はモデル事業ですから、議会に対してはどのように考えておられるか、その点についてお伺いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議会というのは、美幌町議会ということでよろしいでしょうか。

事業実施に当たって具体的な事業が、今後6月下旬から道の補正予算を通して事業が確定をされてくるだろうというふうに思います。必要な予算措置については、当然、議会での予算措置が必要ということになるので、補正予算をお願いをするということになるかと思っていますし、そういった中で、事業内容の具体的な説明等もさせていただくことになるかというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） よく理解いたしました。

今も申し上げましたけども、このモデル事業の結果というのが2月までの短期間で、スケジュール的にも大変であろうかと思えますけども、それまでにしっかりと効果検証をしていただきたいと思います。

最後に、町長に今回のモデル事業、ふるさとサポーター倶楽部、この事業について、町長の思いをお聞かせいただければと存じます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 議員が提案された事業と大筋で似ているということですので、しっかりとした取り組みで対応していきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 町長の思いをしっかりと受け止めたところで、次の質問に移らせていただきます。

図書館の改築と設置場所についての考えでありますけれども、現在、新庁舎建設作業が進められている中で、図書館について今回質問をすることになったわけですが、最初の質問でも申し上げておりますが、新庁舎建設におけるさまざまな議論の過程で、新庁舎に図書館をと複合化の

意見も出たわけでありまして、結論として複合化はなくなりましたが、利用者としては気になる点ではないかと考えます。

また、答弁の中で、図書館全体が狭隘になってきていることに加え、図書館自体も老朽化が進んでいるとあります。このことは、利用されている多くの方々は何よりも痛切に感じているのではないかと思います。

これらのことを踏まえて、町の考え方の概要、あらましを今から示しておく必要があるのではないかと考えたところでありますけども、この点について、改めて町の考えをお伺いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） ただいまの御質問の庁舎を建てるときの複合化ということで、結果的には複合化をしないという話で今進めております。当然、図書館を利用いただいている方々にとって見れば、議員御質問の狭隘とか老朽化が進んでいるということで一刻も早くということはあります。

ただ、私どもも教育委員会の立場と言うよりも、町全体で何を優先してものを進めるかという話になるわけでありまして、その点においては、今、町全体で庁舎を建てる。それから、消防庁舎を建てる。その前段に、私どもの多目的運動施設もつくっていただくわけでもありますので、そういった中で、全体の優先順位を決めた中で、図書館については、今進めているものがある程度落ち着いた段階で、そのときの財政状況を勘案しながら進めるというような判断をしたところであります。

その一方では当然、その時期に向けてどういう形での建て方がいいのかということも含めて、並行して検討するということも進めたいというふうには考えております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） ただいまの答弁、大変理解いたしましたところであります。

現在の図書館が、新築開設した当初の蔵書数は3万冊余りで収納力は5万冊であったということです。それから40年が経過して、今は14万冊を超えていると伺っておりますけれども、今後も、若干ではありますが冊数はふえると思っておりますけれども、現在、数カ所に分散して保管している蔵書について、今から考えるのはどうかと思われるかもしれませんが、将来改築する図書館が、分散している蔵書を全て収納する考えであるのかどうか、今の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 今現在、14万冊を超える所蔵数になっているところがございますが、改築した図書館につきましても、それらについて所蔵したいというふうに今のところ考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 御答弁にもありますけれども、将来できる改築される図書館を、町民が利用しやすいゆとりのある施設にする。これがメインであると思うのです。例えば、収納する蔵書を全部入れるとなると、相当大きな建物になります。これから検討していく段階になると思うのですけれども、例えば、新庁舎が平成33年にできて、経済部、それから農業委員会が入っている建物があく予定であるわけですが、その建物を図書館の分室として使うということは考えられないでしょうか。

今からそこまで考える必要はないだろうというふうに思われると思っておりますけれども、改めてお伺いします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 新庁舎ができた後の別館を図書館の分室として利用できないかという御質問でございますが、今、考えているのは、分室ということではなくて、やはり一体的な施設がいいのではない

かというふうに考えております。

図書館の改築につきましては、まだ具体的にはなっておりませんが、これから、図書館の規模ですとか、機能を検討していかなければなりませんし、また、その中で図書館用地をどうするのかも含めて検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 図書館建物自体の考え方というのは、ただいま理解したところでございます。

今、部長が用地の話をされましたけれども、私は最初の質問で、建物の面積と駐車スペースが十分に確保される市街地内で、新庁舎からも余り離れていないということを述べましたけれども、その離れていない町有地を視野に検討されてはどうかと私は考えるところでありますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、町の姿勢としては、図書館だけではなく、基本的には用地を購入して新たな施設をつくるという考えは持っていないというふうに詰めております。

図書館についても、当然、これから検討する部分においても新たな用地を求めるとことは教育委員会としては考えておりません。では、どこが適当かということ、はまだ考えておりません。ここですと言うと、またひとり歩きをしてしまう部分もあります。そういうことで、いろんな方に御迷惑をかけることもありますので、これから時間をかけて、いろいろな状況を判断しながら、最終的に、当然、皆様にということは、議員の皆様にも御相談するときも含めて、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに考えております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 教育長の考えはよく理解いたしたところでございますけども、例えば、民間の私有地、これは図書館の建設用地として提供といいますか寄附をするという方が申し出があった場合についての考え方について伺います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 仮にそういう状況に至った場合においては、町長と十分に協議をして、最終的に町長の決断を仰ぎたいというふうに思っております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） わかりました。

今後、平成38年までに計画を実施する予定でいるという考えを受けて、時間は十分にありますが、今からいろいろと検討に検討を重ねて、町民の本当に利用しやすい図書館にしていきたいと、そのように考えております。

次の質問に移らせていただきます。

3点目の公共施設で不要になった備品類に対する考えということでありますが、今回のこの質問は、先月、議会報告会の意見交換会の中で、日の出自治会の方から出た話なのですが、町では毎年、各自治会から自治会内の要望事項などをお受けしていると思うのですが、これまでに、自治会から長テーブルとか、パイプ椅子などの要望についてなかったのかどうか伺います。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） 直近の例でいきますと、去年からことしにかけて、4件ほどそのようなお話がありました。

椅子、テーブルについて、公共施設等の部分で、ほかに分配できるものはないかどうかということで、もしあれば提供願えないかというような話はありました。

以上です。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さ

ん。

○3番（新鞍峯雄君） 4件あったということでございますが、町からの回答はどのようにされたのか伺います。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） こちらから回答させていただきました内容としては、町備品の更新等につきましては、使用可能な机、椅子がある場合につきましては、他の公共施設等の利用状況等もございまして、可能な限り補充をしたいと考えておりますので御理解をお願いしたいということで回答させていただいております。

4件全部同じ回答をさせていただいております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 優先順位とかいろいろあるのでしょうか、考慮されて、今後、柔軟な対応をしていただきたいと考えております。

町では、各自治会の集会室に、いろいろな備品として貸与しているわけですが、新しくて、新しい集会室にあっても、古い集会室にはないなど、自治会単位で差があるのではないかと考えております。

ことし、東町集会室が改築され、備品として長テーブル、椅子などは新しくなります。高齢社会における時代のニーズ、また、自治会活動の役割、重要性などを十分に考慮して、不公平のないようにと考えるわけですが、この点について伺います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 会館等を新設する場合については、必要なテーブル等については町のほうで購入するということで、この間も進めさせていただいております。ただ、それぞれの自治会の高齢化が進んでいく中で、椅子、テーブルが必要だということも十分理解をして

いるところでございますけれども、それぞれ自治会活動の中では集会室というのが活動の拠点になっているということも十分理解をしております。財政状況が厳しいということも十分理解をしているところでございます。

1 回目の答弁でもございましたとおり、今後、公共施設の建てかえがいろいろな形で進んでいくので、その中で、自治会として活用いただけるものについては考慮しながら自治会のほうとも共有させていただきたいというふうに思っていますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 3 番新鞍峯雄さん。

○3 番（新鞍峯雄君） 最後になりますけれども、答弁書の最後のほうに自治会活動や自治会の財政に支障を来さぬよう配慮するところでございますので、非常に前向きな答弁と受けとめ、私の質問を終わります。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 1 回目の町長の答弁のほうでも述べさせてもらったとおり、自治会活動の重要性というのは十分理解をしているところでございますので、自治会活動に支障を来さないように、行政としてもできる範囲での支援について、前向きに考えていきたいというふうに考えております。

○議長（大原 昇君） これで、3 番新鞍峯雄さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、1 3 時 3 5 分といたします。

午後 0 時 2 7 分 休憩

午後 1 時 3 5 分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

5 番稲垣淳一さん。

○5 番（稲垣淳一君） 〔登壇〕 それでは、通告に従ひまして質問をさせていただきます。

きます。

まず 1 番、受動喫煙防止策についてであります。

美幌町の公共施設における受動喫煙防止策として、施設内、敷地内の全面禁煙化を実施する考えはないか。

二つ目、美幌高校への支援策についてあります。

美幌町、企業、美幌高校、地域住民らが手を組み、より発展充実させるための組織を立ち上げる考えはないかであります。

まず、受動喫煙防止策についてであります。

美幌町の公共施設における受動喫煙防止策として、施設内、敷地内の全面禁煙化を実施する考えはありませんか。

美幌町第Ⅲ期健康増進計画が本年 3 月に策定されました。生活習慣病の発症予防を推進するために、たばこ、とりわけ受動喫煙防止を推進すると重点目標に掲げています。

たばこの煙には、喫煙者が直接吸い込む主流煙と点火部から立ち上る副流煙があります。有害成分は不完全燃焼時により多く発生するため、副流煙は主流煙の 2 から 1 0 0 倍多く有害物質を含んでいると言われています。受動喫煙は、たばこを吸わない人に喫煙関連疾患をもたらす可能性を高めています。

美幌町では、医療、学校施設に関しては施設内、敷地内ともに禁煙となっていますが、それ以外は施設内禁煙としても、敷地内においては特に定めがありません。

非喫煙者や乳幼児、妊婦、各種疾患を抱えている方が利用する施設の出入り口に、灰皿が平然と置かれています。受動喫煙防止のための最低限の対策がなされていない現状を憂います。町長のお考えをお示ください。

二つ目、美幌高校への支援策についてあります。

本年度の美幌高校は、普通科、農業科の

定員１６０名に対して９４名の入学者数でした。

本町では、町外からの通学生に対する助成、報徳寮を存続維持するための支援、さらには美幌高校と教育委員会が一体となって生徒募集に奔走し、一定の成果を上げているところです。

にもかかわらず、町内中学校からの入学者は芳しくなく、美幌中学校から４０名、北中学校から３５名と各校ともに卒業生の約５０％前後という状況です。

なぜ、このような事態になったのでしょうか。

美幌高校が本町に果たしている役割は決して少なくありません。特産品開発にも大きな力を発揮しているのは言うまでもありません。生徒有志が栽培するトマトが昨年１１月末、農産物の生産工程の安全性を確認する日本初のアジア共通規格アジアＧＡＰの認証を、全国の高校で初めて取得しました。今後は、安心・安全をセールスポイントに販路の拡大を目指すほか、２０２０年の東京オリンピック、パラリンピック大会の選手村への食材提供も夢見ているということです。

このように同校では、高い志を持ち、日々研さんを積んでいます。意欲ある若者をこの地域の宝物として守り育てていくのが私たちの役目と考えます。

先般、北海道教育委員会から出された公立高等学校配置計画案においては、美幌高校は、平成３３年度までは現体制が守られると考えます。オホーツク管内でも特色ある農業科をもつ美幌高校を、さらに発展充実させるための施策として、今後は行政、地域企業、道内大学や地域住民が結束して応援する組織を立ち上げ、進学、就職、学校の魅力アップをみんなで考えることが必要であり、美幌町のまちづくりを展望したときに、美幌高校は重要な存在です。

今後、各団体が連携して支援していく組織づくりに、お考えをお示してください。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 〔登壇〕 稲垣議員の質問にお答えをしたいと思います。

二つ目の美幌高校への支援策については、後ほど教育委員会から答弁をさせていただきます。

受動喫煙防止策について。

美幌町の公共施設における受動喫煙防止策として、施設内、敷地内の全面禁煙化を実施する考えはないかについてであります。受動喫煙とは、健康増進法第２５条で室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることと定義され、受動喫煙の防止として、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされているところであります。

受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛などの諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応などに関する知見が示されるとともに、慢性影響として、肺がんや循環器疾患などのリスクの上昇を示す疫学調査があるとされており、非喫煙妊婦であっても低出生体重児の出産の発生率が上昇するという研究報告があるところであります。

喫煙率につきましては、北海道のホームページによると平成２８年の調査時点で全国では男性３１．１％、女性９．５％、北海道では男性３４．６％、女性１６．１％となっているところであります。本町においては、美幌町第Ⅲ期健康増進計画策定のため、平成２８年１０月にアンケートした結果、生後４カ月から４歳未満のお子さんを持つ保護者では、男性４２．２％、女性７．０％となっております。

このような中、本町では未成年者の喫煙

防止を目的に高校生を対象とした禁煙講演会や小学6年生を対象とした薬物乱用防止教室の開催、毎年8月に開催するふれあい広場において、健康への影響を伝える禁煙普及啓発コーナーを設けているほか、たばこをやめたい方への禁煙支援策として、子育て世帯の喫煙者に禁煙を後押しするための子育て世帯禁煙サポート事業に取り組んでおります。

また、本年3月に策定しました美幌町第Ⅲ期健康増進計画では、今後5年間の重点的な取り組みとして、4つの分野を明示していますが、その一つにたばこを挙げて、受動喫煙防止を推進しようとの目標を掲げ、公共施設における禁煙の推進に取り組むことにしているところであります。

一方で、国会においては、健康増進法の一部を改正する法律案が審議されておりますが、改正案では行政機関に対して、望まない受動喫煙が生じないように、公共施設の敷地内禁煙を求めるなど、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進することを求めています。

町といたしましても、町民皆様の健康づくりを推進するためにも、遅くとも来年度には全ての公共施設について、敷地内禁煙を実施できるよう準備を進めてまいりたいと存じております。

以上、答弁をさせていただきました。

よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 〔登壇〕 稲垣議員の御質問に答弁いたします。

美幌高校への支援策についてですが、美幌高校における近年の入学者数及び地元進学率におきましては、平成26年度124名のうち地元92名、49.5%、平成27年度123名のうち地元99名、47.8%、平成28年度100名のうち地元88名、49.4%、平成29年度94名のうち地元75名、40.8%となっております。

す。

入学者数減少の要因といたしましては、少子化による影響と地元進学率低下の二つが考えられます。少子化による影響は避けられないものの、地元進学率低下については改善を図ることができるものと考えております。

御承知のとおり、美幌高校の特色ある活動につきましては、昨年10月地元食材を生かしたオリジナル食品カリッと豚トマトコッペでコープさっぽろ賞を受賞し、その後、コープさっぽろ美幌店で1カ月間にわたり商品販売がされたほか、昨年11月末には全国の高校で初めてとなるアジアGAPの認証を取得するなど、魅力ある高校づくりを実践されています。

しかし、地元中学生への情報発信が不足していたとの観点から、昨年より、美幌中学校運動会時の美高ショップの開催、高校で栽培し、地元企業と商品開発したうどんを学校給食提供時に行った地元卒業生による食育活動、さらには、毎月発行されている美幌高校機関紙「報徳の風」を中学校全生徒へ配布するなど情報発信に努めているところです。

町といたしましても、昨年に引き続き、10名の保護者に対し、農業科間口対策補助金を支給しており、寄宿舍（報徳寮）についても、維持運営を支援しているところであります。

今年度はさらに生徒募集対策として、管内外の中学生に対して情報発信することを目的に、PRポスター、パンフレットの作成、管内情報誌への広告掲載、首都圏中学校へのPR活動を新たに支援することとしており、美幌高校と一体となった生徒確保の取り組みを進めてまいります。

また、6月5日に公表されました、公立高等学校配置計画案において、平成33年度までは現体制ということですが、欠員が40名以上生じている学校について、学科の見直しや定員調整などについて

検討が必要との記載もあることから、予断を許さない状況に変わりはないと考えているところです。

このことから、美幌高校の教育振興や間口対策を総合的に協議する組織が必要と考えており、オール美幌体制で美幌高校を支援するため、町内関係機関から成る（仮称）美幌高等学校教育振興対策協議会を、早期に立ち上げてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、私がなぜこのような、公共施設の全面禁煙化を考え、そしてまた、このように質問をさせていただいたのか、その思いを冒頭、お話しさせていただきます。

自分もつい昨年の暮れまで、吸っていた人間といたしましては、喫煙に関して余り偉そうなことを言える立場ではないのですが、しかし、たばこというのは、自分で吸っている分には自分だけが病気になったり、調子が悪くなったりすればそれでいいというような、甘い考えでおりました。自分の吐いた煙がほかの方にどのような影響を及ぼすかということは、煙たくてごめんなさいとか、服や髪に臭いがついてごめんなさいと、その程度の認識であったことは正直申し上げます。

ことしの3月、車の中でのラジオの話なのですが、奈良県生駒市というところで、市役所内でのエレベーターの使用を規制する話がありました。要は、受動喫煙防止対策の強化という流れの一環なのですが、その中で、ラジオのニュースソースですが、たばこを吸った人間は、45分間市役所内のエレベーターに乗ることができないという話でありました。なぜそんなことを言うのだろう。たばこを吸って、なぜ45分間

もエレベーターに乗れないのだという、非常にはなマークがつけましたが、車を降りていろいろと受動喫煙に関して調べましたところ、結局、たばこから出る有害物質、これは、衣服に付着したり、頭髮に付着したり、さらには呼気、吐く息から出るものは45分経過しないと有害物質が体からとれないということでした。それに対して、受動喫煙防止を進めているその生駒市は、職員の皆さんへエレベーターの禁止を出したということであります。

さらには、歩きたばこだとか、いろんな飲食店の話だとか、いろんなものが受動喫煙には含まれているのですけども、なるほど、そういうことがあるのかと。

さらには、今、東京都でも、喫煙防止条例が取り沙汰されておりますけども、これも言うなれば、東京都が、オリンピック、パラリンピックを誘致したときに、I O CやWHOが受動喫煙に対して取り組んでいるまちでないとオリンピックは開催できないと、そのような事がありまして、東京都もそれに準じて取り組み始めたのだということのを遅まきながら認識した次第であります。

そこで、たばこを吸う方に、やめなさいとはもちろん私はいう気持ちはないのですが、ただ、自分の意識する以外で、たばこの煙を吸ってしまって、例えば、受動喫煙の過敏症ですとか、いろんな病気、疾病が発症されるというふうに聞き及んでおりますけれども、それらをどう防ぐのか、そういう子供たちや大人、被害で困っている人たちをどうして救うことができないのかということを考えるに至りました。

その中で、美幌町に翻って考えてみますと、公共施設におきましては、基本、建物の中は禁煙であります。敷地内におきましては、医療関係、病院とか、学校教育機関に関しては、敷地内も全面禁煙であるというふうに認識しましたけれども、それ以外の施設においては、残念ながら玄関前に

灰皿がどんと置いてある状況であります。私も数カ所の施設をいろいろと見て回ったのですけれども、結局、担当者の方とお話したときに、やはり、町での規制はこまめでなので、私たちの考えでは取り除くことはできないと、要はそういう話であります。

それで、とにもかくにも受動喫煙に関しては、町も第Ⅰ期から第Ⅲ期になりますけれども、健康増進計画の中でも、いろんな問題は健康に関してはあるのですけれども、とりわけ、このたばこに関しては、第Ⅰ期からうたっているのですが、なかなか受動的な話はあるのですが、能動的にそういう受動喫煙をやめる、やめさせるという対策がなかなか強く打ち出しきれていないのではないのかなということを思いまして、今回、このような質問をさせていただきました。

そこで、今回、答弁いただいた中に、最後の4行目になりますが、遅くとも来年度には全ての公共施設について敷地内禁煙を実施できるよう準備を進めていくと、このように、ある意味明確なお答えをいただきましたので、これはこれで、十二分に町長の意気込みを理解したところでありますので、さらにこの話を進めていく中で、二、三お尋ねをさせていただきたいと思います。

準備を進めるということですが、どのような準備が、今後必要になってくるのでしょうか、まずそこをお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これは、住民の皆様はかなり強要するようなことになると思っていますので、住民の皆さんの周知の関係であるとか、あるいは、施設管理者のご意見なども十分に聞きながら一体となってやらないとだめだと思いますので、そういったことを含めて、準備期間の中でしっかりとやっていきたいという思いでございます。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 改めて、要は、喫煙されている方たちに煙草を吸う場所がなくなるのであるという、その周知に時間を費やしたいということだと思うのですが、来年度にはということは、平成32年3月までにというふうに理解するのがよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） そのとおりでございます。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 今は平成30年6月です。そんなに周知期間が必要なものなのでしょうか。

周知徹底ももちろんなのですが、町長が実際にやる作業としては、喫煙される方に、ここの敷地内では吸えないですよという告知のポスターを張る、いろんな啓発、啓蒙はまだまだできると思いますし、さらに施設としては、灰皿を撤去する。それだけのことかと思うのですが、まだ1年半以上も先というのは解せないですが、もう一度説明をいただきたいのですが。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私勘違いをしておりまして、1回目の答弁させていただきましたとおり、遅くとも来年度にはということになっていますので、31年度中にはということでもありますけれども、いずれにいたしましても、そういった住民周知含めて、十分できたということであれば、遅くともという話ですので、早ければ早いほど受動喫煙も少なくなるだろうと思いますので、遅くとも来年の4月からは、敷地内禁煙を実施できるよう準備を進めてまいりたいということでございます。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） はい、大分気持ち

も禁煙を始める時のようにすっきりと晴れ間が見えてきたような気がいたします。

今年度中に、こういう全面禁煙化をするということですね。

それで、今現在いろいろと公共施設は改築中のものもございますし、そういう計画のものもありますが、町民会館が、9月1日から供用開始されるということでございます。

現在、びほーるの入り口を使って出入りしており、プレハブの横には灰皿がありますが、9月から供用される町民会館は、改めてお尋ねしますが、ここもやはりそういう考えなのか、それともオープンと同時に、ここがまず1発目、町長の思いを形にするという事で禁煙化を進める施設第1号となるのか、その辺の考えをお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この町民会館については、出演者の方もおりますし、そういう方で喫煙する方はどうするのだという問題も含めて、いずれにいたしましても、遅くとも来年からはしっかりと取り組みを全体として禁煙にしたいという思いでありますので、まず、町民会館をどうするかについては、出演者の方含めて周知しながら、31年4月から全面禁煙にしたいという思いでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 町長。この禁煙対策、受動喫煙防止対策、誰に向けての施策というふうに御理解していらっしゃるのでしょうか。

出演者の方のための受動喫煙と考えるのであれば、そこはもう一度、私が冒頭にお話したとおり、図らずともたばこの煙を吸って、害を及ぼすことが非常に多い、その方を守るために、私はこの禁煙化を進めてほしいという話をしているわけで、もう少

し顔を見て答弁していただきたいなと思うのですが、言い過ぎでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これは全ての町民の方だと思います。たばこを吸う方も吸わない方も含めての話であります。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） くどくは言いたくないのですが、やはり、たばこを吸う方にとっても、横で一緒に吸っている方に対して害は与えているという、そういう認識を持っていたきたいのと、自分が吐き出すたばこの煙が、いかに自分では欲しくない煙の害によって体調を悪くする方がいて、しかもそれが、町民会館に限りませんけれども、乳幼児の方も含めていろんな方たちが利用する施設ということを考えれば、これは町長、いの一番に打ち出すべきではないでしょうか。

そのためにこそ、きょうの答弁の成果がより上がるのではないのでしょうか。

いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） そうですね、やっぱりやらなければいけないですね。

教育委員会と十分協議をしながら取り進めてまいりたいとそのように思っております。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 町民会館を含めて、決して町民会館だけを言うわけではありませんが、特に、改築されて町民の気持ちも新たに、美幌町民の笑顔あふれる施設が、残念ですが、このたばこの煙で害されることのないよう強く強くお願いしたいと思います。

たばこの煙は、風向きにもよりますけれども、その場から25メートルや50メートルほど簡単に進むといいます。1秒間に7メートル飛んでいくという話なのです。

ですから、建物の中を禁煙したからといっても、玄関前、その近辺に灰皿があるということで、どれだけ被害をこうむっているか、多分、現場の保健師さんたちもその辺を強く認識されていると思います。

そこで、美幌町では先駆的に、子育て禁煙サポートというのをやっているのですが、ぜひ、これを今回の公共施設禁煙化に取り組むという形を、より町民の方に宣伝するために、子育て世代はもちろんですが、これから、私もいろんな意味で、人に迷惑をかけないようにしなくてはとか、自分の健康をより守ると、頑張っていくという思いで、禁煙サポートをより広範囲に広げるという考えについて、お考えいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの子育て世帯禁煙サポート事業でございますが、平成27年度から中学生以下のお子さんがある親御さんの禁煙をサポートするという形で実施しておりまして、今年度から対象を子育てということで、高校生の世帯までに拡大したところであります。

健康増進計画の中でも、意見をいろいろいただきましたが、あくまでも禁煙という部分につきましては、個人の範囲で、これも治療費の2分の1を負担しておりますので、子育ての範囲で進めてはいかがでしょうかという意見をいただいておりますので、とりあえずは、現在、高校生まで拡大したということで、これで推移を見ていきたいと思います。

ちなみに、町内の子育て禁煙サポートにつきましては、平成27年度から29年度まで23名の届け出がありまして、うち12名の方に補助金を出しているのですが、それ以外で対象外といたしましても、禁煙外来が町内に6施設あるのですけれども、そちらの方では統計はとれておりませんが、国民健康保険加入者の中では、实际的に昨年1年間で37名の方が禁煙治療を受

けているということもありますので、こういう補助がなくても自発的に禁煙を進めていただいている方もいるという実態がございますので、そういうことで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 禁煙サポートの範囲が広がっているということで、大変すばらしいなというふうに思いますので、ぜひ、禁煙サポートがより拡大することを願っております。

やはりこういうことが、美幌町の町民を愛する心、美幌町は町民を守ってくれている。よく言う安心、安全という言葉がありますが、まさしく安心して暮らせる町の一つの施策なのではないかと思います。

喫煙されている方に、受動喫煙の話をすると必ず言われるのが、肩身が狭くなるとか、そんなにいじめるなよとか、いっぱい税金払っているじゃないか、おれは高額納税者だとか、そういうふうにお話しされる方が本当に多いのです。

この話を考えて、私もいろんな方に受動喫煙防止について考えているという話をすると、自分はたばこを吸わないけどそんなにひどいものなのかという言葉もよく聞きます。いかに受動喫煙に対する被害といたしますか、健康に及ぼす害が認知されていないのかということを改めて思う次第であります。

ということで、まず施策として禁煙化を進めるのはもちろんなのですが、さらに禁煙サポートもありましたように、これからもっと受動喫煙を受けないように、そういう被害にならないようにということで、ここの5月も美幌高校におきまして、依存症について知識を持とうと受動喫煙とアルコールというような講演もあり、非常にそういう取り組みも一生懸命やられているというふうに、私も理解していますが、それをさらに進めるために、やはり子供みずか

らがたばこを吸うわけではないわけで、たばこを吸っている大人を見て、子供たちはいろんなことをまねしたりするわけです。

ということで、私が思うには、例えば、その受動喫煙を親に認識させるという運動もこれからもっともっと大事なことになるだろうと思います。よその町の事例で恐縮ですが、埼玉県熊谷市というところでは、小学4年生約1,500人に対して検査をしているそうです。

どんな検査かというと、たばこの煙からニコチンが体内に取り込まれますが、体内に入ったニコチンは、肺から今度コチニンという、紛らわしいですが、そういう物質にかわって腎臓、肝臓に堆積するそうです。その子供たちの尿を検査するのです。その中で、尿の中に含まれるコチニンの残量を検査するそうです。そうすることによって、子供たちの健康状態を把握する。約1,500人の中の8割は、検査が必要ないのですが、そのうちの約2割は、尿からそのコチニンという残留物質が見つかったと、さらに、その中の約20人程度が精密検査が必要、要は治療です。最悪なお子さんの例になって恐縮ですが、普通に大人が1日吸っているたばこ三、四本ぐらい吸っている量が検出されたという事例もあるという話であります。

ですから今後、美幌町もそういう受動喫煙、子供たちの健康をより守っていくという中で、親に対する啓蒙啓発が肝要かと思えます。

残留コチニンを尿から発見した親に対しては、教育委員会からあなたの子供の体からこれだけの残留物質が見つかっています、ついては、親御さんあなたはお子さんに大変なことをしているのですよ。一つ考え直していただませんかということで、禁煙に向かっている御父兄の方がふえてきているという、そういう取り組みをしている町もあります。

ぜひ、こういういい事例を、美幌町も参

考にしてください。どうしても北海道は喫煙率が高いです。今日の御答弁にありましたけども、美幌町も特にその中でも高い。ある程度の高さを持っているという話でございまして、やはり、吸っている方にやめてというよりも、子供さんのそういう被害をこれからもふやさないようにと、そういう観点からも大事だなと思います。

最初に、45分間エレベーターに乗れないという話をしましたが、それは見方を変えれば、たばこを吸ったおじいちゃん、おばあちゃんが、お孫さんを抱っこするには45分間抱っこできないわけです。吐く息から、乳幼児に対して被害を与える場面があると、そういう事例を聞くにつけ、これは決して想像ではなく、そういう文献がいっぱいありますから、受動喫煙がいかにか大変なのかということを知らしめるという運動をこれからもっともっと強く発信することが必要なだろうと思いますが、いかがでしょうか。

これで、受動喫煙については終わります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 受動喫煙が非常に重要だというのはよくわかりました。

今回の一般質問があつて、私もいろいろ調べて驚きましたけれども、1万5,000人を超える方がこの受動喫煙で亡くなっているということで、この後、結核の話の一般質問がありますけれども、結核で亡くなる方より多いという数字が出ているということでもあります。

我々喫煙経験者としては、稲垣さんも去年の暮れからということで、まだまだ危ない時期かと思えますけれども、私はもう10年近くなりましたので影響ないと思えますけれども、ただ、我々も喫煙した経験者として、たばこを吸っていいか、いやいや気にならないからいいよということ自体が、既にもう受動喫煙を受けているということになりかねませんので、喫煙者として

お互いそういったことを言い続けなければだめだと思いますので、しっかりと曖昧な答弁になりましたけれども、受動喫煙についてはそういったことのないように、敷地内の喫煙については禁止する方向で、遅くともという話でありますので、なるべく早く取り組みたいと、そのように思っておりますので、御理解のほどをお願いをしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 5 番稲垣淳一さん。

○5 番（稲垣淳一君） ひとつ1日も早い実現をされますことをお祈りいたします。

続きまして、美幌高校支援策についてであります。

平成27年6月にも、私は、美幌高校の支援策ということで一般質問をさせていただきました。

あれから約3年近くたつのですが、答弁にございますけれども、その間、美幌高校入学者数の減少、これは何を意味するか。

教育長も単なる人口減にとどまるものではないというふうにおっしゃっています。27年6月の質問の中でも、教育長の答弁にもありましたように、美幌高校の魅力の発信というものが足りないのか、そしてまた、美幌高校に行っても何ができるのか、そのあと何が見えるのかという、そういうものがやはり今の子供たち、またはその保護者の方たちからよく見えていないということが、残念ですけれども、身近にある学校がなかなか受け入れられていない、なかなか入学者数がふえるに至らないことなのかなと、そんなことで、私もいろんな部分で、美幌高校をいろいろと応援しようと思っっている人間の1人として非常に憂いているところであります。

そこで、前回と似たような質問とは思ったのですが、改めて、今の進捗状況ということでお尋ねをいたしました。

結論からいけば、（仮称）美幌高等学校教育振興対策協議会というものを立ち上げ

るというふうに、このようにはっきりとお答えをいただいておりますので、このことについて、何点かお話をさせていただこうと思います。

今考え得るところの対策協議会、その組織だとか事業内容について、今お答えできる範囲で構いませんので、お尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 美幌高等学校教育振興対策協議会の内容ということでございますが、やはり、オール美幌というような体制で支援をしたいというふうに考えておまして、美幌高校の現状を理解、それから、教育振興、間口対策などにつきまして総合的に協議を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 5 番稲垣淳一さん。

○5 番（稲垣淳一君） 答弁書のとおりではあるのですが、もう少し踏み込んだお答えがいただけるかと思って再質問をしたのですが、いかがでしょうか。

これ以上のものが出ないということでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 基本的には、美幌高校の地域の役割というのは、私も皆さんもそうですけれども、すごく重要だというふうに思っています。

そういった中で、やはり町全体で、高校の状況も含めて、今、私どもの部長が説明したとおり、総合的な協議をするということであれば、町がということは、町長に会長になっていただいて、教育委員会がしっかりと事務局をやって、町全体でいろいろなことを進めるというのか、共通認識を持つということでの組織であります。

もう一つは、実際、具体的にどこがやるのだという話になったときに、今の状況に置かれたことをアクションを起こすというのか、確に対策協議会でもアクションは起

こすのですけれども、それはちょっとレベルの高い話であって、もう少し具体的な日常的な部分について今考えているのは、美幌高校内にあります教育後援会というところが、実務的に動く組織としていろいろお願いをしております。

もう一つは、今、非常に皆さんに協力してほしいのは、行政的な部分よりも、今までの美幌高校を卒業されたOBの方とか、もともとは二つの高校が一つになりましたので、昔から長年とあるその人たちによる、地元の子供たちをしっかりと、今後、地元の子供というよりも美幌高校に通う子供たちを支援するような組織を別に提案したいなというふうには思っております。

それは、何でも行政ということではなくて、学校にかかわる人たち、それから卒業生の人たちが支えていくということをやらない限りなかなか難しいのかなというふうに思っています。ですから、大きな器の中でいけば、答弁書に書かせていただいた振興対策協議会という部分で、実務的には教育後援会というところが、そして、民間的というよりも美幌高校の卒業生たちが支える組織としての大きな三つの組織が、ある程度きちんとでき上がれば、きちんと町民挙げて美幌高校を守って、または、応援していけるのかなというふうに私は考えております。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） そういう対策協議会、または高校で言うところの教育後援会、それらがきちんと機能と言ったら失礼ですが、立ち上がって、1日も早く支援応援策が具体的に動けるように、私もOBの一人としては、ぜひ応援させていただきたいと思いますが、組織については理解いたしました。

余り時間もないのですが、教育長は、町内の小中学校の校長たちと懇談をする場面が多いと思うのですが、小中学校の校長先

生たち、美中北中の今の雰囲気、今の皆さんの雰囲気は、地元の高校に行くということについて、進学率が低いということが美幌高校に行かない理由になっているのでしょうか。

私は決して、制服の補助だとか、塾の補助とか、そういうことで進学率が上がるとは余り考えてないので、そういうことよりも、その先にある、入学していろんなカリキュラムが学べる、またその先にある社会人になるための一つのステップと言っているのでしょうか。高校のあり方みたいなものを、今の中学校の現役の教師の方とか親御さんはどのように考えているというふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 基本的には、美幌高校がどういう魅力づくりをして、地元の子供たち、それから近隣の子供たちをどう受け入れていくかということが基本だと思うのです。その中で、答弁書にも書いてありますけど、やはり地元からの進学率を上げたいというのは今の思いであります。

その基本は、やはり学校が魅力ある学校づくり、それから私どもで協力できるのは、具体的に魅力はどういうふうに感じているのかというふうに、例えば、美幌の農業科であれば、今までは農業の後継者だけの話だったのですが、やはり農業に興味を持つ方たちにしてみれば、地元であろうが、町外であろうが、将来後継ぎではなくて、農業関係の仕事をしたいというのであれば、大学に行く進学率が普通の学校よりも非常に高い、例えば、近くの大学とか帯広方面にある国立の大学とかに行くには非常に入りやすい、そういうメリットがあるわけです。そういうことをしっかりと伝えていく必要があるのではないかというふうに思っています。

今度は、地元の中学と高校関係においては、ことしの教育執行方針の中で具体的に校長たちに指示を出したのは、今までは幼

保連携とか、小学校と中学校というようなことだったのですけれども、ことしの校長会で指示を出したのは中学校と高校のかかわりをしっかり持ってほしい。高校の先生方には、中学校に自分たちが何ができるかということについてほしいというお願いをしています。

本当に有効的だと思ったのは、昨年この答弁書に書きましたけれども、民間企業と協力して美幌高校でうどんをつくったときに、それを北中と美中の中学2年生に食育をさせてもらいました。これは、本当に子供達は真剣に聞いていました。やはり、先輩の話は後輩たちは聞くのだと思っております。

ことしはそれを、中学校と小学校の6年ぐらいにやりたいと考えています。要は、もう少し階層を下げてみるという話も今進めています。それをしっかりとやってもらいたいこと、それから学校自体が地元なので、良いうわさが流れないときはそれをしっかりと対応することもお話ししています。

何年か前には、こういう言い方はこういう場では失礼なのですが、指導の行き過ぎというわけではないですけれども、美幌にいったら余りにも厳し過ぎるとかそういう話があったときに、私は校長先生にお話しました。そういううわさが勝手に走ると、やはり地元の子供たちが行きたがらないよと、そういうものをきちんと修正するとか、それから、地元からいった子供たちは絶対やめさせない。途中で学校をやめる子供たちも昔はいましたけど、今はそれはほとんどいないと思います。それはもう学校としては、絶対その子供を育ててほしいという、そういうことの積み重ねをすれば、多分、言うならば地元からの進学率が私は上がると思いますし、それはまだまだ可能性があると私はかたく信じている状況であります。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さ

ん。

○5番（稲垣淳一君） 日頃、教育委員会の皆さんが、小中学校または美幌高校と連携をとって、美幌町の教育を盛り上げようとしていることをよく理解いたしました。

お話をより具体的に盛り上げていくのは、我々町民の役目だろうと改めて強く思った次第であります。

今回の道教委の今後の話であります、平成33年までは何とか今の体制でいけるのではないかと、所詮推測ではありますが、この間に何とか美幌高校をもう少し人気のある学校に盛り上げなくてはならないと思います。

昨年、アジアGAP認証を取得しました。大変快挙でございます。特に、アジア認証というのは、国際認証の中でもレベルが高いというふうに聞きました。アジアという地域は、高温多湿で農産物の品質管理については、なかなかシビアなものがあるというふうに聞き及んだことがあります。それをクリアさせた高校のレベルの高さに素晴らしいなと、ぜひ、先ほど質問の中にありましたけれども、このGAP認証をとることによって、先ほど東京オリンピック、パラリンピックにという話がありましたが、これから北海道が札幌オリンピックの誘致に向けて動いておりますし、ぜひ、この地元北海道で、美幌高校の農産物が提供されるように、また、そういうものになるように強く強く祈りますし、そういうことがきちんとこれからも継続していけるように応援していきたいなと思います。

最後に私の感想といいますか、思いで終わりますが、近隣の町村でも、今回、高校の再編が行われるというふうに聞き及んでおります。オホーツク管内でも数少ない農業経営に特化した、普通科と農業科を持っている美幌高校でありますので、それぞれの特色を生かした学校づくり、魅力発信を我々も応援していきたいと思っておりますし、また、今後とも、行政の応援も節に念じまし

て、質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） これで、5 番稲垣淳一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、14 時 45 分といたします。

午後 2 時 31 分 休憩

午後 2 時 45 分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

9 番坂田美栄子さん。

○9 番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、スポーツ振興についてということと、それから福祉行政についての2 項目について質問をさせていただきます。

まず、スポーツ振興について。

一つ目は、スポーツ少年団の指導体制についてということで、スポーツは子供にとって、生涯にわたって健康でたくましく生きていくための身体的、精神的土台を培う重要な役割を持っており、指導者には教えるだけでなく、最も重要なのは、その子の一生を見据えた指導力が求められるものと認識しています。

スポーツ活動を促進、継続させるためには、指導者の資質向上のための研修機会と後継者の育成や、ボランティアなど、学校、団体との連携、協力体制を強化することが求められています。

スポーツ少年団の指導体制の現況と今後の対応策についてお聞かせください。

二つ目に、スポーツ少年団に対する支援体制についてです。

近年、オリンピック、パラリンピック等で、本町出身の選手が活躍する姿を見て、多くの子供たちが夢と希望を持って、それぞれの少年団に入団することは大変喜ばしいことです。

しかし、大会に行かせたくても行けない環境にある子も現実として出てきていま

す。

要綱には示されておりますが、同じ美幌の子、学校も同じでありながら、大会によって補助内容が変わるのは親としても納得のいかない部分であります。

スポーツ少年団に対する支援体制の現状と考え方についてお聞かせください。

三つ目ですが、健康づくり・スポーツ都市宣言についてです。

本町出身者のスポーツ界での活躍は、すばらしいものがあるものの、オリンピックに出たときだけの盛り上がりでしかありません。

本町のスポーツ少年団活動や中学校、高校での部活動での活躍は、全道的に見ても目を見張るものがあります。

ただ、これらの活動は、地域に委ねられ、本格的な指導者の育成や活動団体への支援はほとんど行われていない現状です。

オリンピック選手が出たときだけでなく、日々の活動に対する支援も含め、スポーツ大会の誘致、開催やスポーツイベントの開催等により、交流人口の増加を図り、スポーツによるまちづくりを進めるためにも、健康づくり・スポーツ都市宣言をすることで、町民の理解がもっと深まり、協力体制が得られるものと考えますが、考え方をお示しください。

2 項目、福祉行政について。

結核患者の早期発見と対策についてです。

結核は世界中で発症し、特にアジアとアフリカでは患者が急増しています。結核は過去の病気だと思われていますが、そうではありません。

日本でも毎年1 万 8,000 人が新たに発症し、毎年約1,900 人が結核で亡くなっています。

結核は空気感染により発症するため、予防と早期発見、早期治療のためにも、よく知っていただくことが必要で、予防に対する意識が薄らいでいることが懸念されま

す。

結核を発症しても、それと気づかずに受診が遅れるケースが少なくなく、東京など大都市圏で発症率が高いと言われている。

結核患者の早期発見に向けた、美幌町の現状と対策についてお示してください。

第1回目の質問はこれで終わります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 〔登壇〕 坂田議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

一つ目のスポーツ振興については、後ほど教育委員会から答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、福祉行政について。

結核患者の早期発見と対策についてですが、結核は、結核菌という細菌が体の中に入ることによって起こる病気であり、主に肺の内部でふえるため、せき、たん、発熱、呼吸困難など風邪のような症状を見せることが多いと言われ、肺以外の臓器が侵されることもあり、腎臓、リンパ節、骨、脳など体のあらゆる部分に影響が及ぶことがあります。

また、結核は、肺結核の患者のせきやくしゃみなどによって、空気中に結核菌が飛び散り、その結核菌を吸い込むことにより感染しますが、結核菌に感染した場合、必ずしもすぐに発症するわけではなく、体内にとどまった後、再び活動を開始し、発症することもあると言われております。

平成28年度の新登録結核患者数は全国で1万7,625件であり、全道では518件でありました。また、北見保健所管内では19件と報告を受けているところであります。

結核の予防としては、BCGワクチンの接種が有効であり、抵抗力の弱い赤ちゃんは、結核になると重症になりやすいため、標準的には生後5カ月から8カ月の期間に1回予防接種が行われております。

また、結核を早期に発見し、結核の蔓延を防止するため、65歳以上の方を対象に結核検診も兼ね合わせた肺がん検診を実施しており、昨年度は、胸部エックス線検査とハイリスク検査として平成28年度から導入した低線量肺CT検査をあわせて598名の方が受診されたところであります。

今後も予防接種については、新生児訪問や4カ月児健診時に周知するとともに、肺がん検診については、年間日程表の配布や町広報、チラシの折り込み、町ホームページの掲載、各種イベント会場での受診勧奨、自治会や各種団体を対象とした保健師などによる出前講座での受診勧奨、受診者に健康ポイントを付与し、達成者に特典を交付する健康マイレージ事業の実施などを行い、多くの方が受診できるように結核対策の充実強化を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 〔登壇〕 坂田議員の御質問に答弁いたします。

スポーツ振興についてですが、一つ目のスポーツ少年団の指導体制についての御質問ですが、現在、美幌町には19のスポーツ少年団が活発に活動し、昨年度実績で登録団員は500名、指導者112名と、本町の児童の約半数の子供たちがスポーツ活動に取り組んでいます。

指導者不足が課題とされながらも、各競技団体の御努力により、少年団OBがリーダーまたは指導者となり、少しずつ登録指導者がふえ、少年団活動の好循環を生んでいるところでありますし、教育委員会としましても、スポーツ教室の開催を機に、少年団の組織化を奨励し、新たな団体も発足してきたところです。

今後の対応策としましては、これまでもスポーツ少年団本部を通じて、指導者講習会の参加助成や研修機会の情報提供を行っており、町としましても昨年度から、指導

者として必要な知識や技能を身につけていただくため、スポーツ指導者資格取得補助金の制度を新設し、昨年度1名、今年度については2名が受講を希望しており、日本スポーツ協会公認の資格取得を積極的に支援し、今後も引き続き、将来を担う優秀なスポーツ選手を育成できるよう指導者の養成と資質向上に努めてまいります。

次に、スポーツ少年団に対する支援体制についてですが、少年団の活発な活動により、近年、さまざまな競技において、管内はもとより、全道、全国大会に出場する選手が多く、優秀な成績をおさめています。

その反面、子供たちの活動を支える保護者や指導者の負担は大きく、少年団活動の課題となっていることから、昨年度より、全国、全道大会選手派遣費補助金の補助率を上げ、大会参加に係る経費負担を軽減してきたところであります。

また、大会参加のみならず、日常の活動においても、少年団活動における施設使用料の減免や高校生以下の使用料を無料としており、体育協会においても、少年団本部への助成や事業収益の一部を各少年団の支援金として配分するなど、支援をいただきながら活動を続けております。

今後も、子供たちが安心して活動できるよう環境整備や活動費の支援を継続、強化してまいりたいと考えております。

三つ目の健康づくり・スポーツ都市宣言についての御質問ですが、本町出身の選手がオリンピックやパラリンピックで活躍され、そうした選手が身近な存在として子供達と接することで、学校部活動やスポーツ少年団活動において、さらに活発化してきており、少年団への加入促進や競技大会での活躍など、盛り上がりを見せてきております。

こうした選手の活躍の背景には、各競技団体の支援体制や日々の献身的な指導者の御尽力による成果の賜物であると考えており、活動を継続、維持していくために、体

育協会や各競技団体、さらには総合型地域スポーツクラブなどと連携を図りながら、スポーツ教室や町民体育祭、スポーツイベントの開催、各競技団体における管内または全道大会の誘致や運営協力など、スポーツの普及、振興に努めているところであります。

将来に向けて、健康づくり・スポーツ都市宣言も有効な方法と考えますが、スポーツの振興を実践的に進めていくために、まず、健康づくり担当部局と教育委員会、さらには関係団体と連携、協力を図るとともに、美幌町総合計画にも掲載しておりますが、今後、本町におけるスポーツ推進計画の整備検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、答弁をいただきましたので、スポーツ少年団の指導体制についてから再質問をさせていただきます。

美幌の少年団活動では、全道、全国大会に出場できる人材育成というのが目に見張るものがあると感じています。スポーツ人口、種目も多く、小さな子供から高齢者まで、幅広くスポーツに親しむ環境づくりに取り組まれていることは評価されても当然のことかと感じているところです。

特に、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブが中心となって、子供たちの発育段階に合った運動で子供の脳と体の能力を伸ばす、コーディネーショントレーニングの一部を取り入れながら充実した活動をしていることについても十分理解しているところでございます。

このような活動を継続していくための思いから、ますます専門的な知識と技術が必要になってくるというふうに思うところで

す。

そこで、スポーツ指導者資格取得補助金制度を新設したとの御答弁ですが、美幌町は全国的にも部活動を含めた専門的な知識を持った指導員が、現在、複数いらっしゃるということで、本当に良い環境になっているとは思っているところですが、今回、2月に行われたピョンチャンオリンピックが物語るように、指導者の指導力によって、選手たちの力のあらわれというのが歴然としてわかったことではないかなと思います。

そんなことを考えあわせますと、夢と希望を持って育っていく子供たちに、夢を与えたい、そう思いませんか。

指導員が取得しやすい環境、それから、指導しやすい体制づくりが必要ではないかというふうに考えるところですが、もし、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 指導体制については、坂田議員がおっしゃったように私もそのとおりでと思います。

町として、教育委員会として、トータルのには町として、どう指導者を育てていくかということが、当然課題ですし、それをよりよく実現というか、実行していくことが、私どもの役割かなと思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 確かに指導資格を取るということは、大変なことかと思えます。金銭的にも、日数的にも制約される部分がかなり多いというふうには理解するところですが、これからのスポーツには、やはり、高度な技術が要求されていくのかなと思うところなのです。

例えば、一つの例ですが、小学生のときに、スポーツ少年団の指導のもとで全国レベルまで選手の育成が可能となったのですが、記録更新などかなりいいところまでい

ったなと感じているものがありましたが、ただ、次のステップでなかなかその実力を生かし切れていないのが実態ではないかと思うところです。

学校単位の活動から切り離すことも必要かと考えるところですし、専門的な指導力が求められている現状に合わせて、学校の連携も密にしながら、地域スポーツの一体化をしていくべきではないかと感じるところであります。町としての考え方が、もしありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 答弁書の中でも触れておりますけれども、指導者として結果的に、美幌から1回出て、仕事の関係で地元に戻られる方、そういう方の中で、やはり、そういう専門的な知識、要はスポーツ選手として活躍しただけではなくて、それなりの学問を修めて地元に戻ってきている方がこのごろはふえてきたりしております。そういう意味でいけば、今、お話ししていただきましたけれども、それぞれの子供たちの成長過程のレベルに合った指導というものが、全ての分野とは言いませんけれども、ある程度の分野の部分ではきちんとステップを踏んで指導体制ができていかなと。その結果、指導の良さが全国大会とか全道大会でも好成績を残しているのかと思っております。

あと、学校との連携ですけれども、この辺は、例えば、少年団活動が中学校なら部活動になって、ある意味では、部活動は学校に委ねられるということがあって、今度は先生方、それから、少年団活動はどちらかというと、学校から離れて地元の方々の指導という部分のこの辺の連携とか、今の先生方の働き方改革等において負担になっている部分を、例えば、その地域の専門の知識を持った方に委ねるということが他の地域でも行われております。

ですから、今後は、今私が話したよう

な、学校だから、それから地域だからということではなくて、それをきちんと融合させた中での体制をつくる必要があるのかなと私的には思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、答弁いただいたように、町では、生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築という観点から、運動、部活動のあり方に関する総合的なガイドラインというのが策定されまして、取り組みについて通達されていると思われる。

近年、教員への負担軽減や生徒の競技力向上に対して、中学校の部活動に向けた外部指導者招聘への期待も高まっているとも聞いております。

この機会を捉えて、中学校、及び高等学校の連携を図り、美幌のスポーツ指導の一体化を図ることも視野に入れて取り組んでいくべきではないかというふうに考えるところですが、そのことによって、子供たちがより安心してスポーツに取り組める環境が構築されるのではないかと思います。が、積極的に進めていく必要があるのではないかと思います。考え方があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 先生方の部活動に対するガイドラインがある程度示されて、北海道教育委員会も一つの指針を出しました。

美幌町だけということではなくて、オホーツク全体で教育長たちが協議して、オホーツクできちんと部活に対する考え方を統一して、きちんと全ての学校で準備ができたところから、全部指導というか、取り組み状況を説明して、それに準じて先生方の負担軽減を図ろうということ、それは進めております。

当然その中で、指導に当たって実際どうなのかということの中においては、外部指

導者ということの中において、積極的に坂田議員は進めるべきだという話ですから、私はそれに対しては、私もそう思っています。その中で考えなければいけないのは、積極的に進めるとした場合に、その外部指導者としての人員確保がどのようにできるかという、この辺がやはり、都市部とこういう地方においての差は出てきているので、それは管内で話したときに、なかなか難しいところもありますということで、これをどうしていくかを具体的にきちんと整理していかないと難しいのかなというか、思いとしては、そういう方がいればどんどん入って行ってほしいし、かかわってほしいという気持ちは、坂田議員がおっしゃっている部分と同じであります。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 答弁いただいたように、学校との連携ということについては、かなり時間のかかることかなというふうには理解はしております。

ただ、やはり、技術面、それから、いろんな先生方の働き方改革の中から言えば、美幌町なりのガイドラインという大きなものではないにしても、今後に向けて考えていく必要があるかなというふうには思っています。

もう一つ、4月から元オリンピック選手として活躍された人材が採用されていますので、スポーツ少年団ですとか、それから中学校の部活動、それから高等学校の部活動の連携によって、美幌のスポーツ指導のレベルがアップされて、優秀な選手が次から次へと続出できる、そういう環境にもあるのかなというふうに思われますので、そういう人材がいるのでしたら、しっかり連携をとった活動をしていくべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 4月からオリ

ピック等に出て活躍された方を1名採用させていただきました。

スポーツで活躍したからということだけではないです。確かにその方が、今まで持っている力とあわせて、その方が今まで学んできた、ですから、今回、町のほうに協力いただいている方については、確かに、オリンピックで活躍したという実績もあります。もともとはそういう力をつけるために、それなりの専門の学問を学んでこられてますし、当然学校なんかにかかわる部分においては、やはり教員免許ということもありますので、教員免許を持っておられます。

ですから、そういう方が地元に戻って来ていただけることは、私としては大変ありがたいことでありまして、全てが教育委員会とか、要は、行政機関で全て抱えられるわけでもないもので、それはもう民間も含めて、地元に戻っていただける。

ですから、今までオリンピックで活躍された方もふだんいろいろなときにお話をしています。将来、地元でそういうふうに戻ってきて、指導をしていただければうれしいですよという話をしたら、本人もどこかでそういうチャンスがあったら戻りたいという気持ちを持ってる方も何人かいらっしゃいます。

ですから、そういう環境を私どもの教育委員会という立場なのか、それとも美幌という大きな町の受け皿で何か受け入れるような形ができて、そして、その中であいた時間においては、スポーツ等だけではなく、それは芸術文化も含めて指導をしていただくことが私は1番望ましいというふうには思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、教育長の答弁されたとおりだと思います。

せっかく美幌で活躍していただけるという人材がいるのであれば、やはりそういう

人たちと協力し合っていくということが1番大事だと思っておりますし、当然、民間のスポーツをやっている人たち、それから、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの人たちもそうですし、中学校、高校などは特に、技術を取得したいという思いがかなり強いのだと思うのです。

だから、今まで培ってきたものをそういうところで十分発揮していただける人材であるとすれば、もう少し連携を密にした活動につなげていくべきではないかという思いがあったので、今回質問させていただいたので、ぜひ、そういうところの人材を大切にさせていただいて、活動につなげていただければというふうに思いますが、今後また、新たな取り組みとして、考え方をお持ちであればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） それぞれの階層、小学校、中学校、高校も含めて、本当に連携をしていくべきだというふうに思っていますし、美幌町出身であっても、ふだんのかかわりもきちんと持っていないと、突然、美幌に戻ってきませんかということでは、私はないと思うのです。

ですから、今いろいろな方が美幌から出ていっている中で、それは私だけではなく、町長も含めていろいろな立場の中で、ふだん、きちんとおつき合いをさせていただいて、もし、その一つのけじめとして、例えば、スポーツをどこかで現役を退いたとか、それから、第2の人生でもいいですけども、美幌に戻ってきて指導もしたいというようなことがあれば、それは皆さんとしっかりやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

今後も努力はしたいというふうに思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今後の取り組み

についても、期待をしたいと思います。

二つ目のスポーツ少年団に対する支援体制についてですが、確かに、大会選手派遣費補助要綱というものを見せていただきました。

その中で、ことしの4月から施行されているのですが、これは他町村と比較しながら設定されたのかと思うのですが、ただ、先ほども申し上げましたように、選手の実力を認めながらも、大会に参加することができないという環境の子供たちをどうしていくかということが大きなテーマになるかなというふうに思い、今回質問させていただいたのです。

もう少し踏み込んだ内容にすべきだったのではないかという疑問もあります。本当に子供たちが一所懸命頑張っているのを、私たち大人が側面から応援してやるのが、精いっぱいのできることだというふうにも思っておりますので、もう少し考えていただきましたかったなというふうに思っています。

先ほどの行政報告の中にもありますが、スポーツ振興のために寄附をしていたという、そういう寄附金を、例えば、基金として積み立てたり、ある自治体では、ふるさと納税の一部を基金として運用をさせてもらっていたり、さまざまな、そういう活動ができるのではないかというふうに思うのです。

例えば、目的寄附というものもあって、こういうスポーツ振興のために寄附をしたという方が、今回のようにまだいるかもしれない。そういう人たちの寄附を基金として積み立てて、行けない子供たちのために運用するというのも、方法としてはあるのではないかと思うのですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 経済的な理由等も含めて、選手の中で参加できないということは、私は余り、確かに補助率の部分で

いって、義務教育は別ですけども、学校での活動は別ですけども、少年団等も含めて、現在の補助率の部分でいけば、親御さんの負担が大変でいけないということがあるとするならば、それをどうするかというふうに考えると、なかなか全てを町が補填するというのは難しいというふうに思っています。

それをどういうふうに支援するかが、今、坂田議員がおっしゃった一つの方法かもしれないというふうに思っています。

私が思うには、今は町の中でもスポーツ振興のための基金があったり、そこに町全体のお金と寄附をそこに充てたりしております。また、ふるさと納税等においても、隣町においては、オリンピックでメダル等をとって、そのための納税をしてくださいというPRをして多額の金額が集まったというのを聞いております。

そういうことを考えますと、私どもの教育委員会の立場とすれば、町長と協議をして、そういう制度に一部分してほしいとか、そういうことはお話できるのかなとは思っております。

できれば、行政だけではなくて、地域、それから美幌出身者の人たちが、スポーツとか芸術にかかわるお金を、何とかこう一つの出資として支援できるようなシステムができればいいのかなというふうには、個人的な発想ではありますが、長年ずっと思ってきております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） やはり、せっかく頑張っている子供たちのために、少しでも運用できる、そういう仕組みをつくっていく必要があるのではないかと思っているのですが、思いだけではなかなか動かないので、やはり思いを実現するためには、どこかが中心になって動き出さないと物事は始まらないというふうには思います。なのでそれを、例えば、教育委員会がやれ、行

政がやれということではなくて、やはり、それも話し合いの中で、どういう形で進めていくかということも含めて、検討していく必要があるのではないかと思います。

もう一つ、私が疑問に思っていたことは、例えば、スポーツ活動、それから文化活動もそうなのですが、学校単位でやることによって100%の補助が出る。だけど、スポーツ団体がやると補助は2分の1、かかった経費の2分の1しか出ない。同じ学校、同じクラスで勉強していながら、それぞれの部活動で活動していながら、補助率が違うというのはいかななものかなと感じている部分もあります。

その点について、学校内でやっている学校活動だからそれはそれで100%出る。だけど、スポーツ団体は、民間の団体と同じような扱いだから2分の1ということではなくて、やはり同じ子供たちがいろんな団体で参加するのであれば、もう少し考える余地があってもいいのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 弁解に聞こえるかもしれませんが、義務教育だから100%出しているということを言い切れる状況ではないです。何を言いたいかというと、私は、美幌町はそういう義務教育に対して、例えば、吹奏楽とか、スポーツで団体が行くときに対して、私はここまで出してくれるまちはないのではないかと、そういう意味では、やはり町長がきちんと判断している中では寛大です。それから、それをきちんと議決していただいている皆さんもです。

義務教育だからといって、100%出ないところは管内では結構あります。このことも御理解いただきたいと思います。

今おっしゃったように、義務教育と、それから少年団が義務教育でないからということではないです。それも何とか率を上げて、少しでもこの差がないようにという形

で努力していることも御理解いただきたいと思います。

ですから、やはり、一つの町のお金の使い方として何を優先するかというふうに考えたときに、その辺は、やはり町長の選択もあるし、だから先ほど言ったように、全てが行政ばかりではなくて、まずは、そういう子供たちを育てるという原資をつくるような組織を、民間も入れてつukれないかというのは、先ほど言ったことにつながってしまうのですが、やはり、そういうことをしなければ、なかなか難しいのかなというふうに思っています。

何度も言いますが、美幌町の今の状況というのは、余り他と比べたくないですけど、本当にいい状況で努力いただいているように私は思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） ほかの町村から比べると、美幌町は補助金が出ている方だというふうには思っています。思っていますが、同じ美幌の中での差というのは、やはり少し考えていただく余地があるのではないかなというふうに思っていますので、これからの検討課題として取り組んでいただきたいと思いますので、子供たちが安心してスポーツをできる、楽しめる、それから大会に出られる、そういう環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

三つ目の健康づくり・スポーツ都市宣言についてですが、これも、都市宣言しなくてもという御答弁だったと思いますが、美幌の町民の方々というのは、御自分での健康管理、それから生活の中にスポーツを取り入れているので、他町村と比較しても健康寿命が延びているとも言われています。それは、十分理解をしているところです。

スポーツの輪を広げることは、潤いのある住みやすい地域社会づくりに貢献でき、健康で明るく活力に満ちた町民生活の実現

に大きく寄与しているものではないかというふうに思っています。

さらに、その輪を広げることは、世界に羽ばたくスポーツの町美幌というつながりを持てるのではないかというふうに思うところがありまして、今回質問をさせていただいたところです。

新しい時代に向けての町民生活の基礎に、町民皆スポーツ、みんなスポーツをやるという意味と、それから生涯スポーツという捉え方をして、みんなの力で積極的にスポーツ都市づくりを目指すことも必要ではないかというふうに、思っているところです。

オリンピックの選手が育成できる環境づくりにも、大きくかかわってくるものと期待を込めて、今回質問させていただいたのですが、このことについて、考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 市町村におけるスポーツ、健康に関する都市宣言とか、坂田議員から提案がありました宣言とか、そういうことも一つの有効性というのはあるのですが、それよりも、今やはり、これからのまちをスポーツであれば、それから健康づくりであれば、将来に向けてどうしていくかということを中心に青写真をつくって、それを計画化するというか、ですから、今町の一つの柱というのは、総合計画があって、その中にいろいろな個別な施策、計画ができているということで、そちらのほうの有効ではないかというふうには、正直思っているところなのです。

昔は、どちらかというと、と言ったら失礼ですが、もう宣言した町は、例えば、オホーツク管内であれば18市町村でそういう宣言をしているところは2カ所あります。

これは、ある時期そういう宣言がはやったと言うとおかしいけれども、そういう時

期があったのですけれども、今はどちらかというと、スポーツ振興計画とかそういうことを、しっかり推進計画をつくった中で、きちんと総合計画と、その中の下の計画として位置づけて、その中に当然、施設をつくったりする政策的なこと、それから町民自身がそれぞれでやること、このごろ国は、スポーツ庁ができたというのは、もう枠が大きくなって、当面は2020年の東京オリンピックを成功させようとかそういうような外国に向けて、北海道がつくった計画というのは、それに今度は札幌オリンピックの誘致の部分を入れてつくっているというのはそういう部分なのかなとおもいます。そういう意味でいけば、宣言が悪いというわけではないですが、それをしようというような気持ちは正直内部でも話したときは余り考えていなくて、どちらかというと、スポーツの推進計画をしっかり総合計画、それから国には上げている推進計画、それから北海道が定めているものに合わせてつくればいいなということで、そうすると、個々のきちんとした積み上げとか、細部をつくっていかなくてははいけないというふうには思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 私の思いは、宣言をすれば全て解決という思いは持っておりませんが、やはり、そういう意識を持つことによって、町民の皆さんの気持ちも、もう少しスポーツのほうに頑張ってもらいたい、子供たちを育ててやろうという思いにつながっていくのではないかという思いがあったので、そういう意味で、ここで宣言をすると有効的なのかなというふうに思ったものですから、今回質問させていただきました。

今教育長の言われているように、宣言をしなくても、振興計画の中できちんとうたっていけば、もっと有効的にやっていけるのではないかという思いは伝わりますが、

実際に、きちんとそういう計画ができて、運営していただければ、活用していただければ、それはそれでいいのかなというふうには思います。

せっかく、この美幌の町にオリンピック選手が、出ているということもあわせて、いろんな意味でスポーツ振興の町というイメージで捉えて、今後も活動していけたらと思っておりますので、期待をしていきたいと思っています。

スポーツ関係はこの辺で終わらせていただきます。

結核患者の早期発見対策についてということで、再度質問させていただきますが、答弁いただきましたように、結核菌に感染しても必ず発症するとは限らないということは理解をしているところですが、気になるところは、先ほどの最初の質問にも申し上げましたように、昔の病気として認識している感があるのではないかとこのように思います。

現在、日本の結核罹患率は、欧米先進国に比べて、世界の中でも依然として中蔓延国とされています。

結核菌は、発病を逃れた人の体内で冬眠状態を続けて、次の発病のチャンスを待つ特殊な能力を持った細菌と言われているので、冬眠状態の菌は、本人ががんやエイズや糖尿病などの病気になったり、腎透析やステロイド治療を受けることによって、結核免疫が低下すると発病してくると言われています。

ただ、結核に対する知識が薄れているという認識もありますので、やはり、知識を情報提供することが必要ではないかというふうに思っているところです。

現在では、国際交流とか都市交流もふえてきておりますので、いつ感染するか予想がつかない状況ではないかというふうに思っていますので、北見の保健所では、現在のところ18名の患者しかいないということですが、これから出てくる可能性もない

とは言えませんので、やはり、町民の方々に少しでも知識を情報として提供する必要があるのではないかとこのように思っていますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいま坂田議員がおっしゃったとおり、予防ということで、予防接種を赤ん坊のときにBCGワクチンを受けていますので、若い人についての予防はほとんどできているのですけれども、今おっしゃられたように、発病者のほとんど、7割近くは、やはり60歳以上の高齢者という部分でありますので、町で行っているがん検診と一緒にやっているのですが、やはり、その辺の検診の啓発等も含めて、健診の受診率も低いですから、そういう部分も含めまして、啓発、結核自体の周知もこれからもう少し広報、ホームページ等含めまして結核に対する予防についてのいろんな周知を含めて行っていきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 1回目の答弁にもいただいておりますように、いろいろな講座とか、いろんなイベントのときにそういう話をする機会があって、取り組まれてきてはいると思うのですが、現実、65歳以上の人たちというのは、免疫力の低下もあったり、それから知識にも不十分なところがあったりするものですから、できればそういう人たちを対象に、出前講座なり、いろんな老人クラブの会合であったり、それから、そういう啓蒙啓発が大事ではないかなというふうに思っています。

新規患者というのは、大体35歳以上の男性から割合がふえていと言われておりますし、新規患者というのは、男性よりも女性の方が少なく、男性が6だとすれば女性は4という割合で、数字であらわされ

ています。男性は、女性の2倍かかりやすいということもありますので、必要な情報ではないかというふうに思っています。

それと、新規患者の中の3分の1以上が80歳以上ということで、治療や、それから治癒や治療完了前に死亡する例がかなりふえているというのもわかっている状況なので、そういうところで治り切らないうちに、治療が終わらないうちに亡くなってしまうということもあって、それは免疫力の低下で、幾ら薬を使っても難しいという状況なのかなというふうに思います。

それと、1回目の答弁にありましたように、結核は、血液によって全身に菌が運ばれていくということがあって、完治するには年数もかかると言われていますので、そういうところでは、一旦かかると恐ろしい病気かなというふうに思います。

子供たちには完全に予防注射をしているのですが、65歳以上の高齢者にとっては、免疫力の低下というところでかなりふえてくる可能性を持っているということだけは知っていただきたいなというふうに思います。

合わせて、いろんなところで話をされる機会があるときに、予防のポイントというところをきちんと押さえて、講演なり、出前講座なりのところでわかりやすく説明していただいて、理解を求めることが必要なのではないかというふうに思っていますので、ぜひ、さまざまな活動を通じて、情報提供をしていただきたいと思います。

そのことで、今までいろいろやってきてはいるのですが、集まる機会、受診される方は多くはないということがありますので、受診できる体制というのもしきちんと取り組んでいく必要があるのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今、さまざまな方策等につきまして御提言いただきました。

結核につきましては、予防はワクチンしかないのですが、健診で早期発見することによって、感染、発症、感染の連鎖を断ち切ることができ、それによって結核対策ができるという部分もありますので、今言いました結核について、病気についての周知自体も薄れてきているということでございますので、さまざまな機会におきまして、今はがん検診に力を入れて、受診率が低いので力を入れている部分もありますが、同じように、肺がん検診の受診の体制とともに、結核検診の受診にもなっていますという部分も含めて周知をさせていただいて、今までやっております広報、ホームページ、スマッピーカード等、答弁にも書かせていただいておりますけれども、そういう対策を十分に行いまして、力を入れて受診率向上のために取り組んでまいりたいというふうに考えますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 1回目の答弁のときに、新しい検査方法ということで出てました、ただ、残念なことに受診される方が少ないので、やはり受診する人がふえる状況をつくってもらいたいかなと思っていますので、できるだけ受診者をふやす努力はしていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、9番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時43分 散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員